第５次 会津若松市
男女共同参画推進プラン

～多様な生き方を互いに認め合い
生きがいを持って自分らしく
安心して暮らせる社会へ～

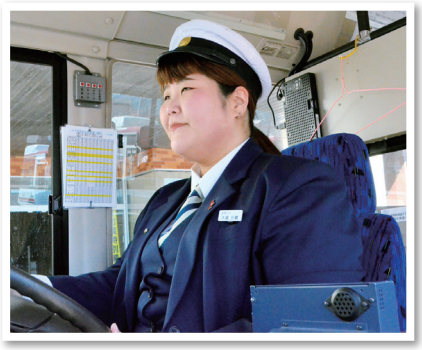

会津若松市

男女共同参画都市宣言

（市制百周年記念）

美しい自然と確かな歴史、豊かな文化に恵まれた会津若松市の市民として、誇りと自信を持ち、男女の平等を基本理念に、「男女共同参画都市」を宣言します。

1　わたしたちは　性別にとらわれず、ひとりひとりの人権が尊重され、個性と能力が生かせる会津若松市をめざします。

1　わたしたちは　お互いを認めあい支え合って、あらゆる分野に男女が共同で参画でき、いきいきと暮らせる会津若松市をめざします。

1　わたしたちは　共に手をとりあい、かけがえのない地球の環境を守り、平和で豊かな会津若松市をめざします。

2000年2月27日

会津若松市

はじめに

このたび、第５次会津若松市男女共同参画推進プランが策定のはこびとなりました。本プランの策定にあたりまして、市民ワークショップやパブリックコメント等により多くの市民の皆様に貴重なご意見をいただきましたこと、また、会津若松市男女共同参画審議会委員の皆様に熱心にご審議いただきましたことに心から感謝申し上げます。

会津若松市は、平成 12 年 2 月に県内初の「男女共同参画都市宣言」を行い、平成 16 年 4 月には「会津若松市男女共同参画推進条例」を施行し、すべての人が性別にかかわりなく多様な生き方を尊重され、それぞれに個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指し、市民の皆様とともに取り組んでまいりました。

しかしながら、性別を理由にした固定観念は、家庭や地域、教育などの生活の場において無意識のうちにつくられ、長い時間をかけて根付いたものであることから、今もなお、職場や慣習・しきたり、社会全体などさまざまな場面において「男性が優遇されている」と感じている市民が少なくありません。誰もが性別による生きづらさを感じることなく、自分らしく力を発揮していくためには、お互いを認め合う意識づくりや環境づくりの継続的な取組が必要であり、一人ひとりの身近な場面における“気づき”が重要です。

また、平成 27 年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」は、働くことを希望する女性がその能力や個性を発揮して働き続けられる環境整備を図ることによって、誰もが多様な生き方や働き方を選択できる社会の実現を目指すものであり、男女共同参画社会実現のための取組はまた一つ新たなステージを迎えました。

本市でも、本プランを「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」として新たに位置付け、仕事と生活、とりわけ家事・育児・介護との両立を図るため、事業者への啓発や一人ひとりの意識改革に向けて、関係機関とともに取組を進めてまいります。

「性別にかかわりなく、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまち」の実現に向け、市民の皆様、事業者の皆様とともに邁進してまいりますので、どうか皆様には本プランの策定趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成 31 年３月

会津若松市長

室井照平

目　次

第1章　計画の基本的な考え方

1　男女共同参画社会の必要性 …… 3
2　新しい計画のコンセプト …… 4
3　基本理念 …… 5
4　計画の基本目標 …… 5
5　計画の性格 …… 5
6　計画の位置づけ …… 6
7　計画の期間 …… 6

第2章　計画の内容

計画の体系 …… 9

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり …… 11
- 重点目標１　男女共同参画の視点による学習の推進 …… 13
  - (1)　学校教育での推進 …… 14
  - (2)　生涯学習での推進 …… 15
- 重点目標２　男女共同参画への理解促進 …… 18
  - (3)　広報・啓発活動 …… 19
  - (4)　調査／情報の収集と提供 …… 20

基本目標Ⅱ　男女共同参画の社会環境づくり …… 23
- 重点目標３　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と女性活躍の促進【女性活躍推進法市町村推進計画】　24
  - (5)　仕事と家庭生活との両立の支援 …… 27
  - (6)　誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進 … 28
  - (7)　男性にとっての男女共同参画の推進 …… 29
- 重点目標４　政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 …… 32
  - (8)　政策・方針決定過程における女性の参画の促進 …… 33
  - (9)　女性の人材育成の推進 …… 34
- 重点目標５　地域活動における男女共同参画の環境づくり …… 37
  - (10)　地域活動における推進 …… 38
  - (11)　推進活動への支援 …… 39

基本目標Ⅲ　人権が侵害されることのない社会環境づくり…… 42
重点目標６　暴力による人権侵害のない社会環境づくり …… 43
⑿　ＤＶ防止に向けた意識啓発 …… 46
⒀　相談・支援体制の充実 …… 46

第３章　計画の推進

1　推進に向けて …… 49
⑴　市役所の役割
【市役所が率先して行う取組について】
①市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備 …… 50
②市役所における女性職員登用促進 …… 52
⑵　市民（個人）へ期待されること…… 54
⑶　市民活動団体・NPO 等へ期待されること …… 54
⑷　企業・事業者へ期待されること…… 54
2　進行管理 …… 54

資料編

■第５次会津若松市男女共同参画推進プランの策定経過…… 57
■男女共同参画に関する市民意識調査（H29）抜粋 …… 58
■会津若松市男女共同参画審議会名簿・諮問書・答申書…… 61
■男女共同参画に関する国内外の動き…… 64
■会津若松市男女共同参画推進条例…… 68
■男女共同参画社会基本法…… 72
■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要…… 76
■政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（リーフレット）77
■男女共同参画に関する相談窓口一覧…… 78

第１章

計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会の必要性

本市が目指す男女共同参画社会は、**すべての人が性別にかかわりなく、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができる社会**であり、**多様な生き方を互いに認め合い、生きがいを持って自分らしく、安心して暮らせる社会**です。

明治や大正などの近代日本には、男女差別の考え方が根強く残っていました。

そうした時代であっても、ここ会津には、性別や古いしきたりにとらわれることなく、自分の生き方を貫いた女性たちがいました。現在の同志社大学の創設に尽力した「新島八重」、看護学校の設立などにより、女性の社会進出の基礎を築いた「大山捨松」、会津に初めての幼稚園を開園させ、会津の幼児教育、女子教育の礎となった「海老名リン」など、強い意志を持って行動した女性と、その活躍を見守りエールを送った夫や家族など周囲の人々…。まさに、性別にとらわれない男女共同参画の精神がそこに息づいていました。

戦後の日本では、憲法に定める「法の下の平等」に基づき、男女平等を実現するためのさまざまな制度が整えられ、「女性差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」の成立、さらに平成 30 年には、選挙の候補者数を男女で均等にするよう努めることを政党に求める「政治分野における男女共同参画推進法」が成立するなど、制度が大きく進展してきました。

しかし、制度がいくら整っても、「男のくせに」「女のくせに」「男だから」「女だから」といったような、性別による固定的な役割分担や一方的な価値観を押し付ける考え方が一人ひとりの意識からなくならない限り、男女共同参画社会は実現しません。

本市では、これまでの継続した取組により、少しずつではありますが、こうした意識の改善が見られる一方、いまだに根強く残る場面も見られることから、今後も引き続き、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる場において、粘り強く働きかけていくことが重要です。

また、性別による役割分担や固定化された価値観を無意識のうちに「当たり前のこと」として受け入れてしまうことがないよう、一人ひとりが身近なところから気づき、パートナーや家族、職場の同僚や地域の仲間など、周囲の人たちとともに考え、意識を共有していくことが大切です。

現在、少子高齢化に伴う人口減少や価値観の多様化などにより、社会のニーズが多岐にわたっており、いかにして地域社会を持続的に発展させ、心の豊かさを実感できる社会をつくっていけるかが課題となっています。

特に労働力人口の減少に伴い、地域社会や地域経済を持続的に維持できなくなる恐れがあり、これまでは性別を理由に積極的に活躍できなかった分野への女性の進出が期待され、活躍を後押しする政策が展開されています。

このように社会経済情勢が変化している今、本市の働く女性や働くことを希望する女性がそれぞれに思いを叶え、個性と能力を生かして多様な働き方ができるよう、また、女性に限らず誰にとっても働きやすい職場環境となるよう、関係機関や事業者と連携し、制度の面と

一人ひとりの意識の面から働きかけていくことが重要です。

また、地域社会を持続的に発展させていくためには、仕事だけでなく、市民活動や生涯学習活動、町内会などのさまざまな地域活動への積極的な参加・参画も求められます。そのためには、仕事と生活（子育て、介護、家庭、地域、個人の自己啓発など）の調和が図られるワーク・ライフ・バランスの推進とともに、性別にかかわりなくすべての人があらゆる場に自分の意思で参画し、ともに協力しあえるような意識づくり、環境づくりを進めていかなければなりません。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、市はもとより、市民、事業者等がそれぞれ主体となり、相互に連携・協力し取組を進めていくことが、引き続き求められています。

2 新しい計画のコンセプト

❖ 次代を担う子どもたちへの期待

子どもたちへの意識づくりの取組を通し、保護者などの身近な大人への意識の広がりや男女共同参画が「当たり前」といえる未来につながるよう、次代を担う子どもたちを核とする取組に重点を置きます。

❖ 身近な“気づき”を大切に

市・市民・事業者がそれぞれ主体となって取組を進められるよう、身近なところからの“気づき”を促す施策を推進します。

❖ 女性活躍推進法の視点（市町村推進計画としての位置付け）

本市の働く女性や働くことを希望しながら仕事に就くことができずにいる女性が、それぞれの個性や能力を生かし多様な働き方ができるよう、女性活躍推進法の視点からも取組を進めます。

プラン策定のために、女性の活躍、防災などのテーマや表紙のサブタイトルについて、市民の皆さんがさまざまな意見を語り合いました（市民ワークショップにて）

3 基本理念

本市の男女共同参画社会形成の必要性を踏まえ、この計画の基本理念を「会津若松市第７次総合計画」における男女共同参画の目指す姿とします。

性別にかかわりなく、多様性を尊重し、
一人ひとりがその個性や能力を
十分に発揮することができるまちを目指して

4 計画の基本目標

計画の基本理念を施策展開につなげていくため、次の３つを計画の基本目標とし、施策を体系づけます。

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり

基本目標Ⅱ　男女共同参画の社会環境づくり

基本目標Ⅲ　人権が侵害されることのない社会環境づくり

5 計画の性格

この計画は、本市が男女共同参画を推進するためのものであり、男女共同参画社会を形成するための方向性と主要な施策について記載したものです。

また、市はもとより、市民一人ひとりがそれぞれの立場から家庭、職場、学校、地域など社会全体において積極的に取り組んでいくための指針とするものです。

6 計画の位置づけ

この計画を、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として、また、会津若松市男女共同参画推進条例第9条に規定する「男女共同参画推進計画」として位置づけるものです。

また、「会津若松市第7次総合計画」における政策分野8「男女共同参画」の個別計画とします。さらに本計画の一部については、女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画として位置づけるものとします。

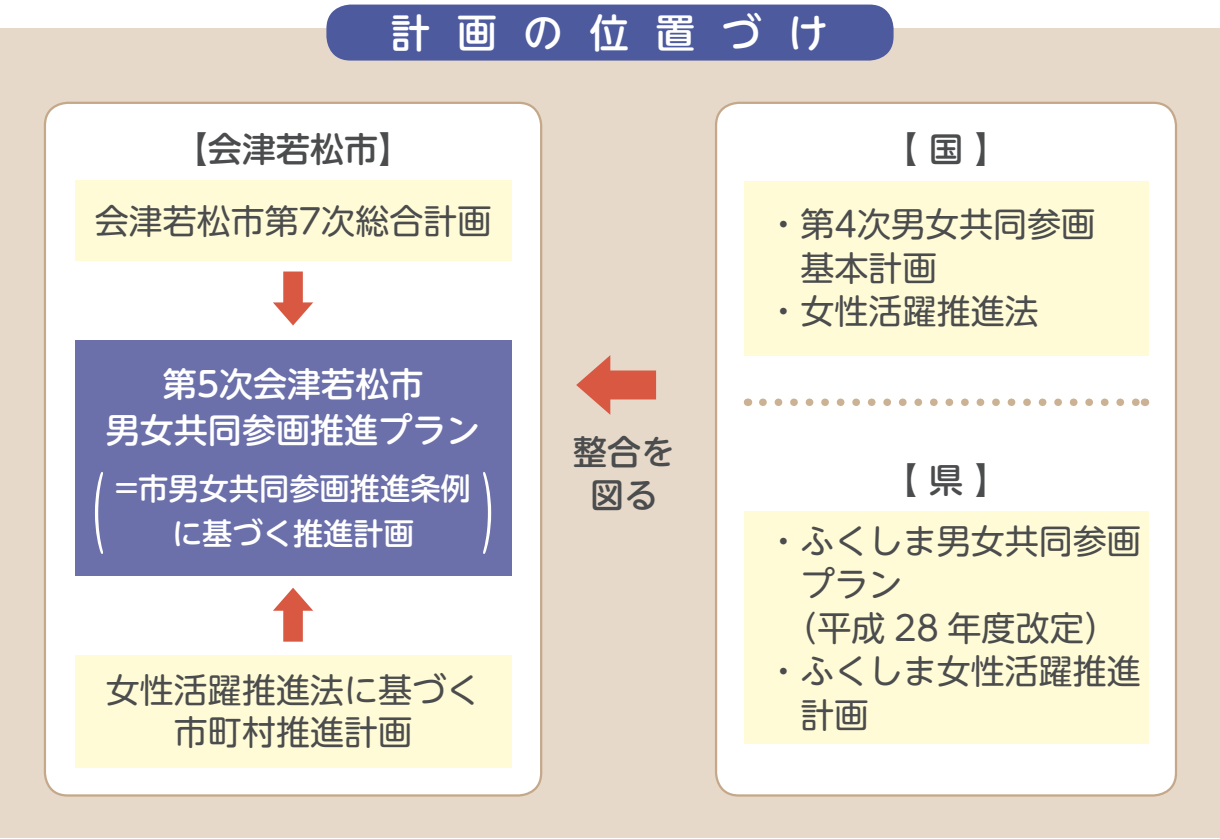

7 計画の期間

計画の期間は、平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

第２章

計画の内容

計画の体系

基本理念

性別にかかわりなく、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまちを目指して

基本目標	重点目標	主要施策
Ⅰ 男女共同参画への意識づくり	1 男女共同参画の視点による学習の推進	(1)学校教育での推進 (2)生涯学習での推進
	2 男女共同参画への理解促進	(3)広報・啓発活動 (4)調査／情報の収集と提供
Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり	3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進と女性活躍の促進 【女性活躍推進法 市町村推進計画】	(5)仕事と家庭生活との両立の支援 (6)誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進 (7)男性にとっての男女共同参画の推進
	4 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	(8)政策・方針決定過程における女性の参画の促進 (9)女性の人材育成の推進
	5 地域活動における男女共同参画の環境づくり	(10)地域活動における推進 (11)推進活動への支援
Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり	6 暴力による人権侵害のない社会環境づくり	(12)DV防止に向けた意識啓発 (13)相談・支援体制の充実

具体的施策

1　学校における男女平等教育の推進
2　男女平等意識を育む事業の推進
3　人権教育の推進
4　生きるための性教育の推進
5　講座等の開催による男女共同参画に関する理解促進

6　多様な媒体による分かりやすい広報・啓発
7　関連図書等の整備
8　イベント等の開催による啓発
9　関係機関等との連携・協力による啓発
10　各種調査の実施
11　統計資料等の整備

12　子育て支援援助活動の支援
13　子育て家庭への各種サービスの充実
14　介護サービス等の充実
15　事業者表彰の実施
16　事業主への意識啓発
17　女性の就職支援
18　農家における家族経営協定の推進と女性農業者の起業支援
19　家事・育児等の講座の開催
20　セミナーの開催や情報提供

21　審議会等への女性の参画促進
22　女性人材リストの活用促進
23　女性の人材育成のための講座の開催

24　地域活動への参画促進
25　災害時における男女双方の視点の反映
26　防災分野における女性の参画促進
27　男女共同参画推進活動に係るネットワークの充実
28　男女共同参画推進活動への支援

29　市民への啓発活動の実施
30　女性福祉相談の実施
31　各種相談の実施

計画の推進に向けて

(1)　市役所の役割
　①市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備
　②市役所における女性職員登用促進
(2)　市民（個人）へ期待されること
(3)　市民活動団体・NPO等へ期待されること
(4)　企業・事業者へ期待されること

基本目標 Ⅰ 男女共同参画への意識づくり

誰もが、その個性と能力を十分に発揮して、あらゆる分野にともに参画し、ともに責任を担っていくためには、私たち一人ひとりが、性別にとらわれず互いの違いを認め合い、多様な生き方を尊重する意識を持つことが大切です。

平成 29 年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は 71.1％で、前回調査時（平成 24 年度）と比較し、0. 5 ポイント低下したものの、ほぼ横ばいの状況です。

男女の地位の平等感については、政治の場や習慣・しきたり、社会全体において「男性優遇」と感じている人が多い反面、学校教育においては「平等」と感じている人が 7 割を超えています。(12 ページ図 1 参照)

「男は仕事、女は家庭」のような固定的な性別役割分担意識については、反対派（「そうは思わない。」「どちらかといえばそう思わない。」）は 59.6％と、前回調査より 4.1 ポイント多くなっています。(12 ページ図 2 参照)

長い時間をかけて形成された意識を変えることは簡単なことではありませんが、市民や事業者等が男女共同参画について理解を深めていくことは、誰もが自分らしく、一人の人間として尊重される社会をつくっていく上で欠かせないことです。

その第一歩として、市民や事業者等が、「固定的な性別役割分担意識が、自分や相手の選択肢や可能性をせばめている」という問題の本質に気づくことが大切です。

市はもとより、市民一人ひとりが、男女共同参画の視点に立てるよう、意識啓発や学習の機会の充実などの取組が重要です。

また、近年、性自認※1 や性的指向※2 などを理由に困難な状況に置かれている方々（性的少数者）についての社会的認識が進みつつあります。国や県の男女共同参画プランの中にも、こうした人々への配慮の視点が盛り込まれました。偏見や固定観念によらず、誰もが自分らしく生きられるよう、多様な生き方に対する理解と配慮の視点が男女共同参画への意識づくりにおいても求められています。

※1　性自認
自分がどの性別であるかの認識。自らの身体の性別と一致する人もいれば、一致しない人もおり、どちらの性別でもない、または、どちらの性別かわからないという認識を持つ人もいる。

※2　性的指向
性的な関心・興味や恋愛感情の方向性。例として、同性愛（性的指向が同性に向く人）や両性愛（性的指向が同性・異性に向く人）、異性愛（性的指向が異性のみに向く人）等があげられるが、性的な関心・興味や恋愛感情を持たない人もいる。

■ 男女の地位の平等感について【H29市民意識調査より】

「学校教育」では７割を超える人が“平等”と感じていますが、特に「政治の場」「習慣・しきたり」「社会全体」においては、“男性優遇”と感じている人が多くなっています。

図１

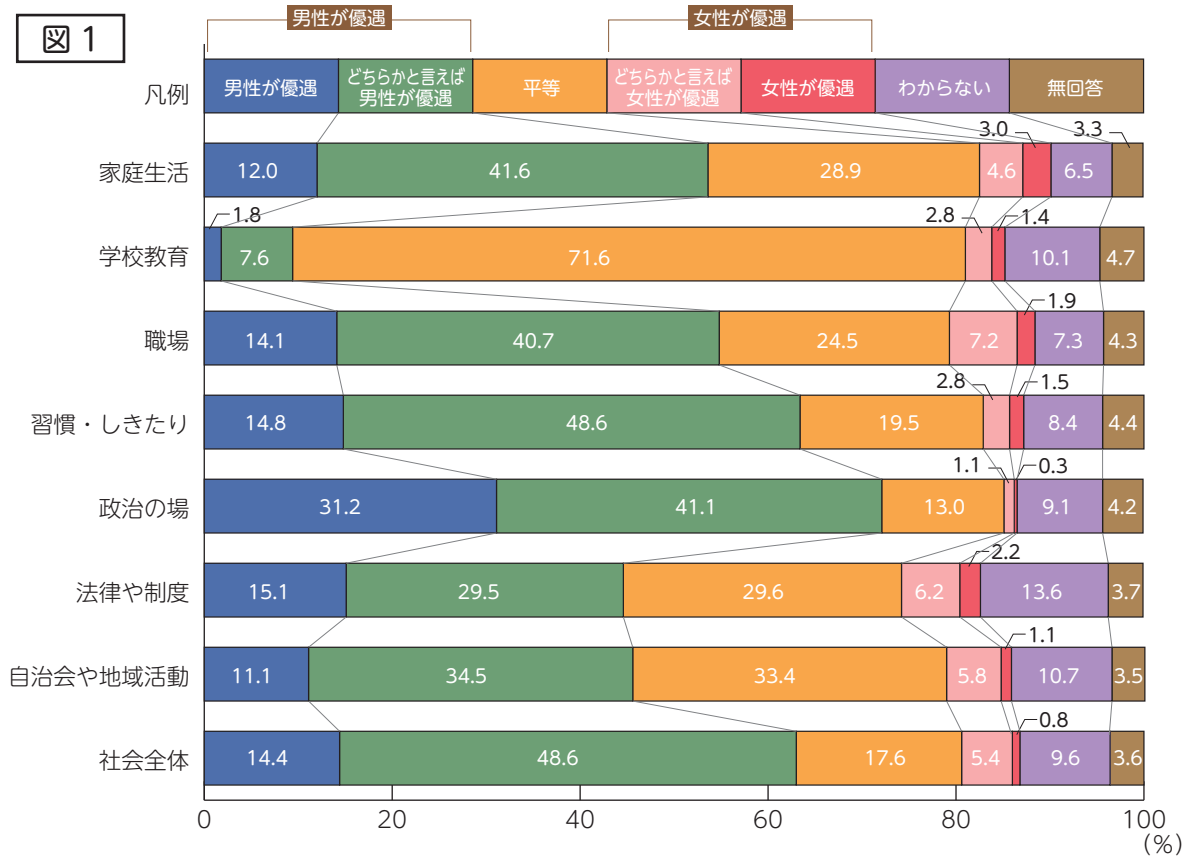

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について【H29市民意識調査より】

前回調査と比較すると、反対派が増えており、賛成派は３割程度となっています。また、賛成派は若干男性の割合が高いことがうかがえます。

図２

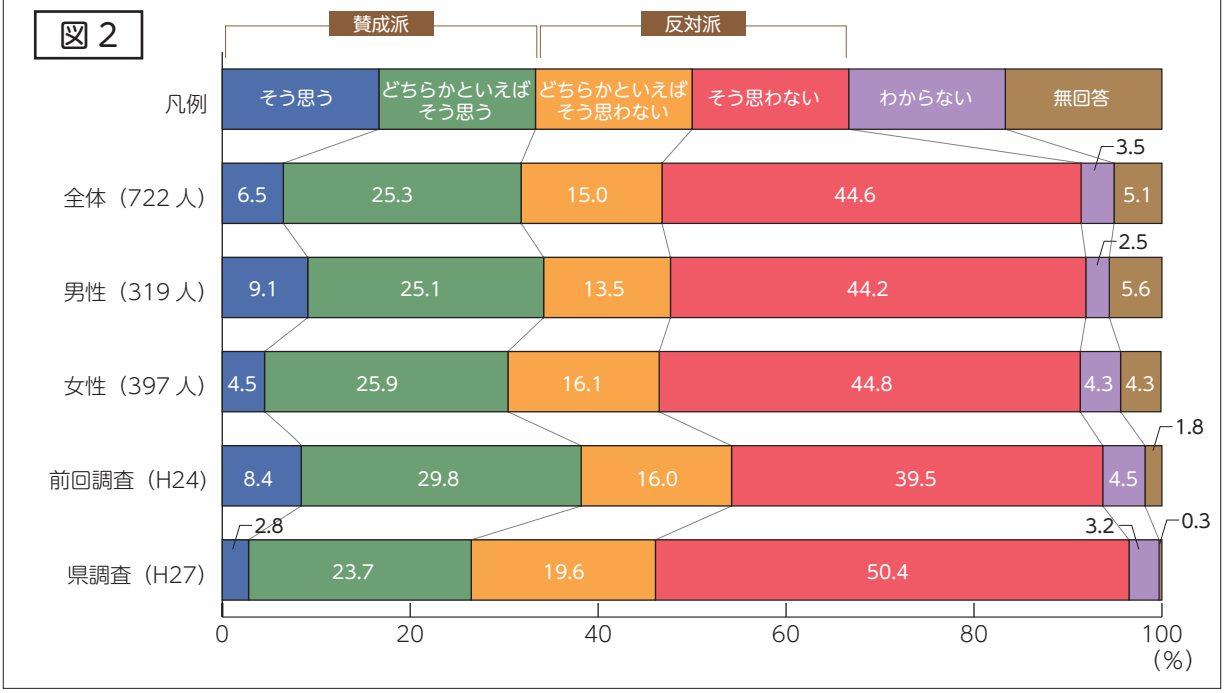

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり

重点目標1　男女共同参画の視点による学習の推進

現状と課題

⊙　人権や男女平等といった普遍的な価値観の理解には、人格や価値観、人生観などが形成される子どもの時期の教育が重要です。

本市ではこれまで小学校５～６年生を対象とした「子ども人生講座」や、市内小中学校の児童生徒を対象とした「男女平等に関する作文コンクール」に力を入れて実施してきました。

毎年、子ども人生講座については、市内の小学校ほぼ全校（平成 29 年度は 20 校中 19 校）で実施することができ、作文コンクールについても、２５０件以上（平成 29 年度は２６７件）の応募がありました。

これらのことから、子どもたちは学校生活や家庭生活など身近なところから「男女平等は当たり前のこと」と素直に理解し、ジェンダー※3 に敏感な視点が育まれてきているものと考えられます。特に中学生の作文の応募件数が多いことから、小学生の時に受けた「子ども人生講座」の影響が大きいと推察されます。

⊙　子どもたちだけでなく、多くの人が男女共同参画の考え方を理解するためには、学習機会の充実が重要です。

⊙　平成２９年度に実施した市民意識調査では、市の施策に望むこととして、「学校などにおける男女平等教育の推進」が３０.９％、「社会教育・生涯学習の場での学習の充実」が２１．２％となっており、教育の必要性や学習の機会の充実を望む意見も出されています。

※３　ジェンダー
生物学的な性差ではなく、「男だから／女だから」など、社会的・文化的につくられる性差のこと。

主 要 施 策

（1）学校教育での推進

次代を担う子どもたちを核とした意識づくりに重点を置き、保護者や教師など、身近な大人への意識の広がりや、男女平等が「当たり前」といえる未来の構築につながるような取組を進めていきます。

（2）生涯学習での推進

学校教育や家庭教育、生涯学習などでの学習機会の充実を図るとともに、様々なテーマ（分野）の中で男女共同参画の視点を学ぶなど、直接・間接を問わず意識啓発につながる事業を展開し、人権尊重や男女平等の意識の醸成を図り、誰もが性別にとらわれずいきいきと生きることのできる社会を目指していきます。

主要施策（1） 学校教育での推進

No.	施　策	施策の内容	担当課
1	学校における男女平等教育の推進	小学生を対象に、男女平等意識の醸成を図り、子どもたちを核として大人への意識の広がりにつながるような出前講座を実施していきます。 《事業例》 ・「子ども人生講座」の実施	協働・男女参画室 学校教育課
2	男女平等意識を育む事業の推進	小中学生を対象に、男女平等意識の高揚を図るための事業を実施していきます。 《事業例》 ・男女平等に関する作文コンクールの実施	協働・男女参画室 学校教育課
3	人権教育の推進	各小中学校が、教育に関する全体計画等に基づき、関係教科等（道徳、学級活動等）において人権教育を推進していきます。	学校教育課
4	生きるための性教育の推進	各小中学校において、性に関する全体計画等に基づき、関係教科等（体育、学級活動等）において性教育を実施していきます。	学校教育課

《主な指標》

項　　目	H 29 年 （2017 年）	H 35 年目標値 （2023 年）
子ども人生講座の実施校数（市内小学校）	市立 18/19 校 私立　1/　1 校	市立 19/19 校 私立　1/　1 校
男女平等に関する作文コンクール応募者数 （小・中学生の合計）	267 人	350 人

主要施策（2） 生涯学習での推進

No.	施　策	施策の内容	担当課
5	講座等の開催による男女共同参画に関する理解促進	・男女共同参画への理解を促進するため、出前講座のメニューとして「男女共同参画」に関する内容を設け、申し込みに応じ実施していきます。 ・子育てや防災など、男女共同参画の視点がより大切な他のメニューにおいても、そうした視点を盛り込んだ出前講座を実施していきます。 ・講座等の受講を通して、男女共同参画の意識や考え方の理解につながるようなテーマや内容を含む主催講座等を実施していきます。	協働・男女参画室 関係各課 各公民館

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
男女共同参画に関する出前講座の申し込み数 (関連テーマの出前講座の件数)	0 件 (1 件)	5 件

平成 29 年度男女平等に関する作文コンクールにおいて
受賞された小中学生の皆さん
(平成 30 年 1 月 13 日に會津稽古堂で開催した表彰式の様子)

コラムコーナー

≪子ども人生講座について≫

市内の小学校５～６年生を対象に、男女平等について考える「子ども人生講座」を開催しています。

この講座では、講師が様々なテーマを投げかけ、子どもたちが男女平等や将来の夢などについて、考えたり発表したりしながら、自分たちの身の周りのことから男女共同参画の考え方を学んでいます。

講座が終わってからの子どもたちの感想などから、子どもたちの心の中に、お互いに相手を認め仲良くしよう、自分の夢に向かってがんばろうなど、徐々に男女平等の意識が育ってきていることがうかがえます。

こうした、次代の担い手である子どもたちの豊かな感受性や素直な心をこれからも大切に、学びの機会を提供するとともに、子どもたちを核とし、男女共同参画の考え方が保護者や教師に広がっていくことにつながるような場をつくっていきたいと考えています。

子ども人生講座で使用する資料の一部

（受講した児童の感想より）

○　男子と女子では考え方や感じ方が違ったりするけど、それを分かり合って仲良くすることで、男女平等になり、みんなが笑顔になれるのかなと思いました。

○　男だから女だからと性別にとらわれず、いろいろなことに挑戦したいと思いました。

○　男女平等が進むことで世界がどんどん良くなってきていると聞いて、自分が大人になっても良い世界であるために男女一緒に考えて、支え合っていこうと思いました。

こんな意見がありました

≪市民意識調査の自由記載欄から≫

○　男女共同参画について多少は知っているつもりでおりましたが全くと言っていい程回答に悩みました。自分の勉強不足を強く感じました。勉強会などがありましたら参加してみたいと思いました。

○　子どもの頃から考えないと、理解が薄いものになるのではないでしょうか。

平成 29 年度　男女平等に関する作文コンクールから

中学校の部　最優秀賞受賞作品

題名「 私の考える男女平等とは 」

※一部抜粋・省略

「どうせ、家にいて暇なんだから。」(他の人から母へ向けた言葉)
私が、一番、悲しかった言葉です。

私の母は、専業主婦として食事の支度・洗たく掃除など、家の中のことをしてくれています。６年間、単身赴任で仙台へ行っていた父が今年、戻ってくるまでは、母としてだけではなく父の役割も果たしてくれていたと私は思っています。

そのような生活の中で、私と弟の部活動役員・学年役員をしてくれています。(省略)

男女平等の社会とは、男性も女性も社会へ出て働き、平等な賃金をもらい、差別なく評価されること。また、働いて社会へ貢献することが、女性の社会進出なのか？と考えてしまいました。一般的には、このようなことを男女平等の社会というのかもしれませんが、家庭にいながら、時間をやりくりし、学校や地域の役割をになっている母のような人たちも、同じように差別なく評価されるべきだと私は思いました。(省略)

今年の夏は、父と弟と私の家族で一致団結し協力し合い母をサポートしています。父が毎日いてくれることで、より一層、協力し合うことがスムーズになっているような気がします。これからも家族みんなで協力していきたいと改めて実感しました。

私の考える男女平等とは、男性も女性も社会へ進出し平等に活躍することだけでなく、一人の人間として社会に関わり役立つ人間となることではないかと思います。

〈審議会委員からの講評〉
主婦には労働時間の制限も休日・昇給もありません。収入がないというだけで主婦の家事労働が正しく認知されず、「暇だから」と言われるのは不当だと私も思っていました。こうした視点に気付いたこと、また家族で一致団結し、協力し合うサポート体制が素晴らしいです。

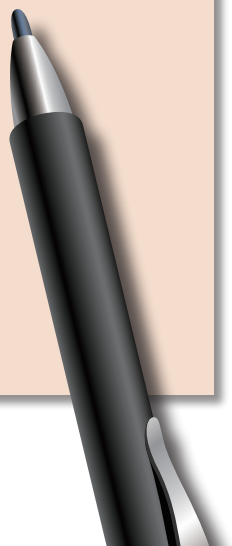

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり

重点目標2　男女共同参画への理解促進

現状と課題

◉　平成29年度に実施した市民意識調査の結果では、「男女共同参画」という言葉自体や基本的な考え方が、十分に認知され理解されるまでには至っていないという状況でした。

◉　男性または女性の生き方を、「男は仕事、女は家庭」というように、固定的な考えでとらえようとする意識については少しずつ減少しているものの、依然として根強く残っています。

◉　男女の地位の平等感について、「政治の場」「習慣・しきたり」「職場」「家庭生活」等の場面において「男性優遇」と感じている人が依然として多い状況にあります。（12ページ 図１参照）

◉　いまだに性別による固定的な性別役割分担意識や不平等感が社会的に解消されていない一方で、国や県のプランには、性自認や性的指向などの理由により困難な状況に置かれている方々への配慮が位置付けられるなど、新たなニーズに対する認識も求められてきています。

　市民一人ひとりが「男女共同参画の視点」に立ち、まずは、身近なところから課題に向き合えるよう、男女共同参画への理解を深める取組とともに、あらゆる多様な方々への配慮や人権の尊重などに対する理解促進の取組も重要性が増しています。

主要施策

（3）広報・啓発活動

　一人でも多くの市民や事業者などが男女共同参画への理解を深め、それぞれが主体的に意識を持って家庭や職場、地域等でそれらを実践できるよう、関係機関・団体等と連携しながら、効果的な広報・啓発活動を推進していきます。

（4）調査／情報の収集と提供

　男女共同参画の推進に必要な調査等を実施し、本市の現状や課題を把握して施策に反映させていくとともに、国や県を含めた統計データ等の情報収集、活用を図ります。

主要施策（3） 広報・啓発活動

No.	施　策	施策の内容	担当課
6	多様な媒体による分かりやすい広報・啓発	市のホームページや情報紙など、多様な媒体を活用し、分かりやすく親しみやすい表現などの工夫をしながら、広報・啓発を展開していきます。 《事業例》 ・男女共同参画情報紙「ぱーとなー」の発行 ・市ホームページ（男女共同参画ページ）の充実 ・情報メールマガジンの配信	協働・男女参画室
7	関連図書等の整備	男性の家事・育児参画や性的少数者への理解促進につながるような、幅広い男女共同参画関連図書や参考となる資料等を整備し、会津図書館内の「男女共同参画コーナー」等の充実を図るとともに、展示コーナーや図書館だより等で関連図書の紹介を行っていきます。 《事業例》 ・関連図書等の購入や紹介	生涯学習総合センター 協働・男女参画室
8	イベント等の開催による啓発	市民団体等との共催などによりイベント等を開催し、市民の理解促進と意識啓発を図っていきます。 《事業例》 ・男女共同参画都市宣言記念事業の実施	協働・男女参画室
9	関係機関等との連携・協力による啓発	関係機関や団体等と連携・協力しながら、広報・啓発活動を実施していきます。 《事業例》 ・県男女共生センターとの連携・協力によるワーク・ライフ・バランスの推進や性的少数者への理解促進などの啓発事業	協働・男女参画室

《主な指標》

項　　目	H 29 年 （2017 年）	H 35 年目標値 （2023 年）
関連図書の蔵書数（会津図書館）	累計 823 冊	累計 900 冊
関連図書の年間貸出件数（会津図書館）	654 件	700 件

主要施策（4） 調査／情報の収集と提供

No.	施　策	施策の内容	担当課
10	各種調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査等を実施し、施策への活用を図るほか、調査結果を公表し、市民の意識の啓発を図っていきます。 《事業例》 ・市民意識調査の実施	協働・男女参画室 関係各課
11	統計資料等の整備	男女共同参画に関する統計等により現状を把握するとともに、施策推進の参考とするため、統計資料の整備を行っていきます。 《事業例》 ・男女共同参画データ収集、整備	協働・男女参画室 関係各課

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
市民意識調査における、 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	71.1%	80%

コラムコーナー

≪会津図書館内「男女共同参画コーナー」について≫

会津図書館には**「男女共同参画コーナー」（写真左下）**があり、ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）、子育て、防災など、さまざまな視点から男女共同参画を考える図書が充実しています。

そこにあるいろいろな本を読んでみると、長い歴史の中でつくられてきた「男だから」「女だから」「女はこうあるべき」「男はこうでなければいけない」といった固定的な性別役割分担意識が、現代社会で起きている様々な問題や課題の原因となっていることが意外に多いことに気づきます。

お互いに負担や責任を分かち合い、男性も女性も肩の荷を少し降ろしてみませんか？

そのヒントが、「男女共同参画コーナー」にあるかもしれません。

（本のタイトル一例）

◆職場の問題地図「で、どこから変える？」残業だらけ・休めない働き方
◆働き方改革　生産性とモチベーションが上がる事例 20 社
◆男が育休をとってわかったこと　◆女性議員が増えれば社会が変わる
◆ゲイのボクから伝えたい「好き」のハテナがわかる本　◆王さまと王さま

≪県男女共生センターについて≫

県の男女共生センター**「女と男の未来館」（写真右）**が二本松市にあります。

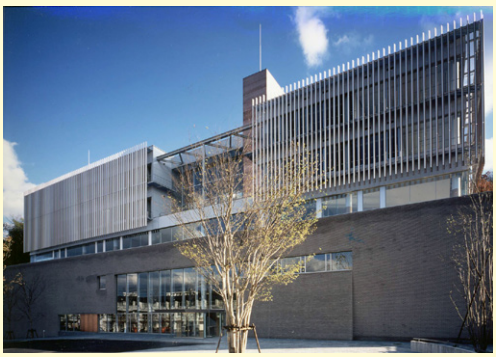

ここは、自己啓発や積極的な社会参加を通して、一人ひとりが主体的に男女共同参画の問題に取り組み、心豊かな人生を送るための実践的活動拠点として活用できる施設です。
（１）情報機能（２）自立促進機能（３）交流機能の３つの機能があり、男女共同参画に関する講座や講演会なども開催されています。

平成 30 年度には、
・「イクボス養成講座」
・「『講師デビュー』したい女性を応援します！」
・「LGBT 講演会」
などの講座が開催されました。

コラムコーナー

≪ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）について≫

ＬＧＢＴ（性的マイノリティ）とは、性的少数者の総称を言い、性の多様性を表す言葉です。

Ｌ（女性同性愛者）、Ｇ（男性同性愛者）、Ｂ（両性愛者）、Ｔ（性別違和）

の頭文字をとって名づけられました。法務省の人権擁護機関では、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」と「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、啓発冊子・リーフレットを作成したり、人権啓発ビデオやスポット映像を作成し、インターネットを通じて配信したりする取組のほか、シンポジウムや研修会の開催等の各種啓発活動を実施しています。

「性的少数者に関する人権啓発リーフレット（一般向け）」
※引用：法務省ホームページ

こんな意見がありました

≪市民意識調査の自由記載欄より≫

会津は他の地域に比べ「男だから」「女だから」という考え方が色濃く残っている気がします。そもそも『男女平等』『男女共同』の“男女”というのは、“社会的な性”なのか“身体的な性”なのか“精神的な性”なのか不明確なところがあるように思います。『男女平等』『男女共同参画社会』を推進･実現するのには、『LGBT』『SOGI※』等、性的少数者についての周知徹底や偏見の排除も必要になってくるのではないかと思います。

※ SOGI とは…性自認と性的指向を表す英語（Sexual Orientation　＆ Gender Identity）の頭文字をとった言葉

基本目標 Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり

少子高齢化が進み、ライフスタイルや価値観も多様化している中、将来にわたって活力ある地域社会や経済を維持していくためには、政治や行政、企業、地域で活動する団体等さまざまな主体において、多様な視点や新たな発想を取り入れていくこと、また、多様な人材の能力を生かしていくことが非常に重要です。

例えば女性の職場での活躍は、生活者としての女性の視点や感性が従来の商品やサービスに新たな価値を付加し、活気あふれる企業や地域にしていくものとして重要視されています。

また、家庭生活においては、性別による役割分担にとらわれることなく、男性も家事や育児・介護などへ積極的に参画し、男女がともに個性や能力を生かした活躍ができるよう、互いに協力し合う関係が求められています。

誰もが心豊かな充実した生活を送れる社会を築くためには、これまでの長時間労働や固定的な性別役割分担に基づく働き方や昇進等を見直し、男女が主体的にライフデザインを描き、仕事・家庭・地域活動等の間に好循環が生まれるようなワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組んでいく必要があります。

また、町内会や区長会、ＰＴＡ、市民活動団体など、日々の生活を取り巻く身近な地域活動においては、男女がともに参画し、地域のさまざまな課題解決に向けて男女共同参画の視点を十分に生かしていくことが大切です。そのためには、固定的な性別役割分担意識をなくし、代表者や役員など意思決定の場において男女が対等に参画しやすい環境づくりに努めていくことが重要です。

政治の場においても、女性議員が少なく、女性の声が政治の場に生かされにくいといった課題があり、そうした現状から一歩踏み出す具体的な施策として、平成 30 年 5 月に「政治分野における男女共同参画推進法（候補者男女均等法）」が成立しました。（資料編 77 ページ参照）

こうした社会情勢を背景に、身近な地域活動などの意思決定の場や、市の審議会や政治分野などのあらゆる政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けて、女性の人材育成や男女双方への意識啓発、参画しやすい環境整備などの取組の重要性が高まっています。

基本目標Ⅱ　男女共同参画の社会環境づくり

重点目標3　ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）の推進と女性活躍の促進【女性活躍推進法市町村推進計画】

現状と課題

◉　平成29年度に実施した市民意識調査では、「女性の就業のあり方」について、男女ともに、「子どもができても、ずっと職業を続けるほうがよい」という就業継続型の考え方が半数以上を占めています。

　一方、「希望する生活と実際の生活」については、男女ともに、「仕事」・「家庭生活」・「地域や個人の生活」をそれぞれの状況に合わせて両立させたいと希望しながらも、実生活では「仕事」や「家庭生活」が優先になり、ほとんどが希望どおりに過ごせていない状況になっています。（25ページ 図3・４参照）

◉　国の統計調査では、平成30年の全就業者数に占める女性の割合が44.3%で、そのうち非正規雇用者が約半数を占めており、男性に比べた割合の高さが指摘されています。

　市内の女性就業者の年齢構成をみると、30～34歳を浅い谷とする、いわゆる「M字カーブ※4」（25ページ 図５参照）を描いており、結婚や出産・育児による離職が影響しているものと思われます。また、近年では育児と介護が同時期に発生する「ダブルケア※5」についても問題が指摘されています。女性の社会進出が進む中、育児や介護と仕事との両立は難しく、特に女性が生涯にわたる就業を継続しにくい状況にあります。

◉　こうしたことから、子育てや介護のサービスの充実などにより、育児や介護をしながら継続して働くことができる環境整備が求められています。また、男女ともに、自らが希望する生活を送ることができ、仕事・家事・育児や介護・地域活動等さまざまな活動へ参画することでより充実した生活にしていくためには、「ワーク・ライフ・バランス」についての正しい理解と、働き方の見直しが重要視されています。

◉　この【重点目標３】を女性活躍推進法に規定する市町村推進計画としても位置付け、人口減少・少子高齢化が進む中で、働く（働きたい）女性が、社会の一員として自覚と自信を持ち、それぞれの希望を叶えられる多様な働き方を選択できるよう、市と事業者、関係機関が連携して後押ししていくという視点を持って取り組んでいきます。

※４　M字カーブ
　女性の年齢階級別労働力率をグラフで表すとき、20 代前半でピークに達し、その後 20 代後半から 30 代前半に低下、40 代で再上昇するという、アルファベットの M のような曲線を描く傾向のこと。

※５　ダブルケア
　近年の晩婚化･晩産化等を背景に、子育てと親の介護のタイミングが重なってしまうことで、育児と介護を同時に担う状況となること。

■ 女性の就業のあり方に関する考え方【H29市民意識調査より】

図３

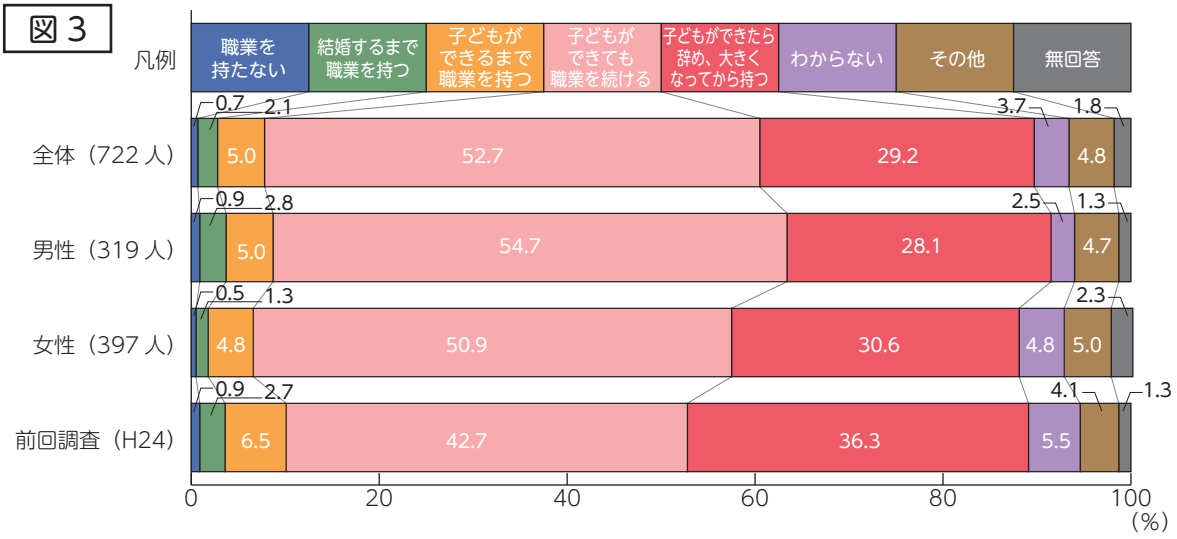

■ 希望する生活と実際の生活【H29市民意識調査より】

図４

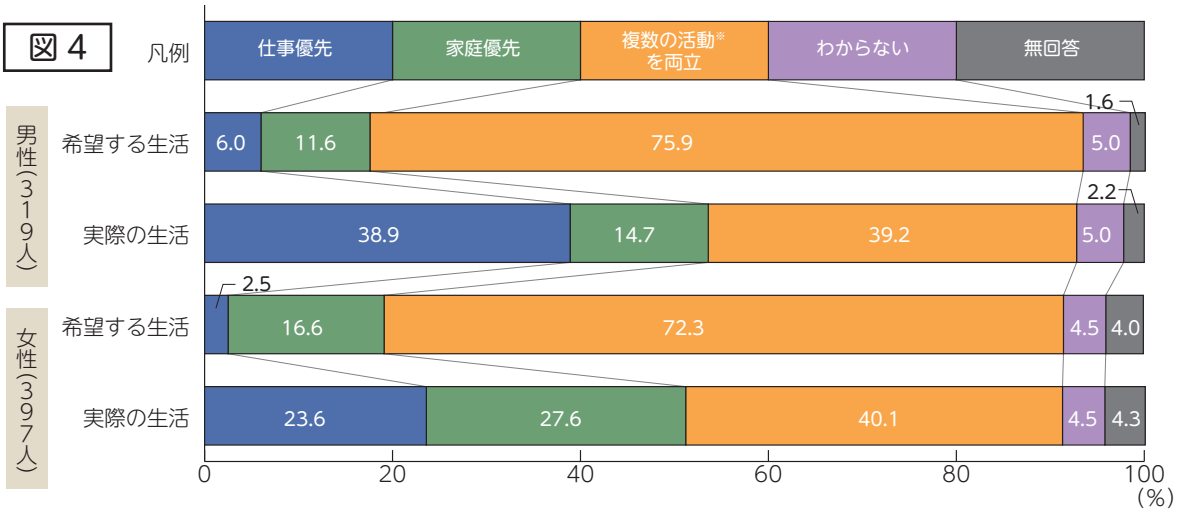

※「仕事」、「家庭生活」、「地域や個人の生活」が含まれます

■ 女性の年齢階級別労働力率（会津若松市）【国勢調査より】

図５

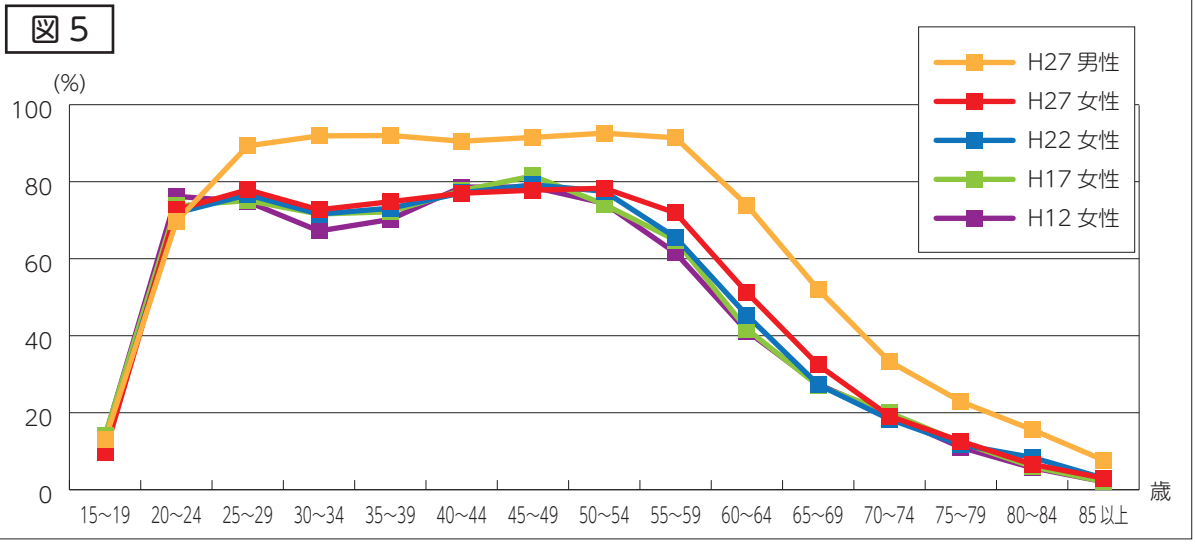

主要施策

（5）仕事と家庭生活との両立の支援

多様な生き方が尊重されるとともに、一人ひとりが性別にかかわらずその個性と能力を発揮しながら心豊かな生活を送るために、長時間労働のライフスタイルを見直すとともに、特に女性の家事・育児・介護などの負担が軽減され、仕事と家庭生活、地域活動とを両立し、それぞれの活動の間で好循環が生まれることでより充実した生活となるよう支援していきます。

（6）誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進

働く女性や働くことを希望しながら就業できずにいる女性がそれぞれの思いを叶え、個性や能力を発揮し、多様な働き方ができる社会を目指し、子育てや介護のサービスの充実とともに、女性の就職支援や女性活躍に向けたポジティブ・アクション※6などの意識啓発を関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

（7）男性にとっての男女共同参画の推進

長時間労働や男女格差の是正など、働き方の見直しによりワーク・ライフ・バランスを推進していくために、企業や関係機関と連携し、男性の育児休業取得促進や家事・育児参画などに対する男性自身の意識改革やスキル習得につながるよう取り組んでいきます。

※6　ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。

例えば、審議会等委員への女性登用のための目標の設定や、意欲や能力に基づいた女性管理職登用への研修・昇進の機会の提供など。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

主要施策（5） 仕事と家庭生活との両立の支援

No.	施　策	施策の内容	担当課
12	子育て支援援助活動の支援	子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育ての支援を受けたい人と援助を行いたい人の連絡や調整等を行い、個々のニーズへの柔軟な対応を図ります。 《事業例》 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施	こども家庭課
13	子育て家庭への各種サービスの充実	子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育施設入所定員の拡大、多様な保育サービスの提供、放課後児童対策など、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービスの充実を図ります。	こども保育課
14	介護サービス等の充実	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各種介護サービスの質と量の充実、介護予防の推進、相談体制の充実などにより、介護が必要な高齢者とその家族を地域で支え合い、負担軽減を図っていきます。	高齢福祉課

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
ファミリー・サポート・センター利用件数 (年間延べ件数)	3,639 件	3,700 件
保育所待機児童数 (カッコ内　潜在的待機児童数)	0 人 (41 人)	0 人 (0 人)
こどもクラブ利用を希望する児童の利用率 (利用人数／利用希望人数)	97.8%	100%

主要施策（6） 誰もが働きやすい職場環境の整備と女性の活躍の促進

No.	施　策	施策の内容	担当課
15	事業者表彰の実施	ワーク・ライフ・バランスの推進や女性管理職の登用促進、ハラスメント防止、育児・介護休暇の取得促進など、男女がともに働きやすい職場環境づくりを行っている事業者を表彰し、その取組を広く周知することで他事業者への普及を図っていきます。 また、受賞事業者と情報・課題の共有などフォローアップを図り、女性の活躍促進に向けて関係機関と連携しながら取り組みます。	協働・男女参画室 商工課
16	事業主への意識啓発	・福島労働局や県男女共生センター等と連携し、事業主に対しての意識啓発に取り組むとともに、国の「仕事と家庭の両立支援関係助成金」「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー」などの周知徹底・活用促進を図ります。 ・工事の総合評価方式の入札において、「市男女共同参画推進事業者表彰」の受賞実績又は男女共同参画の取組がある場合は加点するなど、意識啓発を図っていきます。	商工課 協働・男女参画室 契約検査課
17	女性の就職支援	ハローワークマザーズコーナーや県男女共生センター、テクノアカデミー会津、ポリテクセンター会津等と連携し、相談窓口や各種講座、職業訓練制度の周知徹底・活用促進を図り、女性のスキルアップと再就職を支援していきます。	商工課
18	農家における家族経営協定の推進と女性農業者の起業支援	農業の魅力を高めていくためには、地域や家庭でいきいきと活躍している女性の自由な発想や行動力が欠かせないものであり、中でも、生産者であり消費者でもある女性の力が大いに期待されています。 そのため、女性農業者が働きやすく能力を発揮しやすい環境が整うよう、家族経営協定の推進を図るとともに、女性の起業支援や６次化商品の開発に向けた研修会の開催などに取り組み、魅力ある農業の推進に向けて総合的に支援していきます。	農政課 農業委員会

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
男女共同参画推進事業者表彰の表彰件数	累計 33 件	累計 51 件
家族経営協定の締結件数	累計 45 件	累計 60 件

主要施策（7） 男性にとっての男女共同参画の推進

No.	施　策	施策の内容	担当課
19	家事・育児等の講座の開催	料理教室や食育、親子のコミュニケーションを図る講座等の受講を通して、男性の家事・育児への参画意識の醸成やスキル習得につながるよう、男性も参加しやすい工夫に努めながら講座等を開催していきます。	各公民館 こども保育課 （幼稚園・保育所）
20	セミナーの開催や情報提供	企業との連携などにより、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革などをテーマに、特に男性の意識向上や理解促進につながるようなセミナーを開催するとともに、関係機関等が開催する講座の情報を提供していきます。	協働・男女参画室

コラムコーナー

≪女性活躍推進法について≫

平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法)」が成立しました。この法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための行動計画の策定を、国や自治体、301 人以上を雇用する事業主に義務づけています。

働くことを希望する女性が、本人の意思のもと、職業生活と家庭生活とを両立することができ、性別にとらわれない採用や昇進等の機会が提供される、このような働き方が可能な環境づくりに向けて、事業者や就業者自身が意識を持って取り組んでいく必要があります。

≪男女共同参画推進事業者表彰について≫

市では、女性の管理職登用促進や男性の育児休業の取得促進、ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女がともに働きやすい環境づくりに積極的に取り組む事業者を表彰しています。

業種や社員の人数、男女比など、それぞれに業態や状況は異なりますが、できることから少しずつ、各社工夫をしながら取り組んでいます。

表彰を受けた事業者について、市内全戸に配付する男女共同参画情報紙「ぱーとなー」や市のホームページなどに掲載し、取組内容を広く紹介しています。自社の取組の参考になるヒントが、そこから見つかるかもしれません。ぜひ、ご覧ください。

H30年度受賞者の皆さん

H30年度ワーク・ライフ・バランス啓発セミナーの様子

こんな意見がありました

≪市民ワークショップ参加者から　～ワーク・ライフ・バランス～≫

平成 30 年 4 月から 6 月にかけて開催した市民ワークショップの「ワーク・ライフ・バランス」がテーマの回に、「希望する生活を送れない原因や大切だと思うこと」の質問に対して、参加者の皆さんからこんな意見が出されました。

・仕事を休むことに対し罪悪感があるのではないか。
・女性に家事を押し付けている場合がある。家族の中での話し合いが大切。
・「働きすぎ」に対して、企業側からのフォローも必要ではないか。
・男性も女性も意識改革が必要。
・昔と違って話しやすい雰囲気にはなってきているが、昔から根付いた風潮、 慣習がいまだ残っている。職場の雰囲気づくりが大切。

「ワーク・ライフ・バランス」の正しい理解と普及に向けて

●「ワーク・ライフ・バランス」とは…？

「ワーク・ライフ・バランス」は仕事と生活の調和と訳されますが、仕事と私生活の時間配分を半々にすることではなく、まして、仕事をほどほどにして私生活を充実させることでもありません。

仕事だけに追われるのではなく、「生活でやりたいこと・やるべきこと」と「仕事」が両立できる（＝ワーク・ライフ・バランス）とは、どのような状態なのでしょうか？

国では、ワーク・ライフ・バランスが目指すものを

> 一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会

と位置付けています。

「ワーク」と「ライフ」のバランスは人それぞれ違うため、自らが望むバランスになることが大切です。

そのためには、就業者一人ひとりの意識はもちろんのこと、上司や管理職がワーク・ライフ・バランスについて正しく理解することが大切です。

●一部の人だけに必要なもの？

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組は全国的に進められていますが、例えば「子育て中の方が働きやすい環境づくりを進めた結果、独身の方など一部に負担が偏ってしまう」という事例も少なからず発生しています。

ワーク・ライフ・バランスは、子育て中や介護中など限定された方だけのものではなく、また、給与が得られる仕事をしている人だけのものでもなく、「すべての人」にとって必要で大切な考え方です。

●「ワーク・ライフ・バランス」の大事な柱

> ①仕事と生活が両立できるように支援していくこと
> ②性別にかかわらず、能力を発揮するための均等な機会・評価・待遇

この２つの柱（基本）を保つことが、ワーク・ライフ・バランスの推進において大切です。

基本目標Ⅱ　男女共同参画の社会環境づくり

重点目標4　政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

現状と課題

⊙　平成29年度に実施した市民意識調査で、「政治の場」「習慣・しきたり」「社会全体」「職場」「家庭生活」において「男性の方が優遇されている」と感じている女性が多いことがうかがえました。中でも、職場や政治の場においては、政策や方針を決定する過程への女性の参画が少ないため、女性の視点が反映されにくいともいわれています。（12ページ 図１参照）

⊙　本市の審議会等における女性委員の割合については、市の「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」に基づき、庁内各所属において女性委員の積極的な登用に取り組み、平成30年には24.4％となりましたが（下記参照）、目標として掲げる30％とは依然として開きがある状況です。委員の推薦を依頼している各種関係団体の役職者等に女性が少ないなど容易に女性の参画率が向上し難い状況にありますが、目標達成に向け、全庁的に意識を持って取り組んでいく必要があります。

⊙　政策や方針を決定する過程における女性の参画を促進していくためには、女性への意識啓発とエンパワーメント※7が不可欠であり、これまでも「きらめき女性塾」などの講座の開催や「女性人材リスト」の活用により、女性の人材育成と積極的な情報発信に努めてきました。市政や審議会に女性が積極的に関わることで多様な視点が反映されるよう、参画しやすい環境づくりが求められています。

■ 市の審議会等における女性委員の割合　※行政委員会を除く

目標値：30％（第７次会津若松市総合計画　平成38年度まで）

H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 現状値
28.2％ (99/351 人)	25.1％ (93/371 人)	21.2％ (89/419 人)	24.6％ (83/338 人)	24.4％ (81/332 人)

（女性委員数／委員総数）　　資料：会津若松市人事課

■ 市女性人材リストの登録者数（累計）

女性人材リスト…市政や地域貢献に関心のある女性の人材情報をリスト化して活用を図るもの。

H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 現状値
35 人	38 人	40 人	41 人	42 人

資料：会津若松市協働・男女参画室

※７　エンパワーメント
　自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をつけること。政治、経済、家庭等のあらゆる場で、自分のことは自分で決め、行動できる能力を身につけ、その能力を発揮して行動していくこと。

主要施策

（8）政策・方針決定過程における女性の参画の促進

市政の政策に多様な視点を取り入れ、男女がともに暮らしやすいまちにしていくために、庁内の関係各課と連携して、「女性人材リスト」を積極的に活用し、市の審議会や各種ワークショップ等、政策や方針を決定する過程への女性の参画を拡大していきます。

（9）女性の人材育成の推進

エンパワーメントや人材育成に係る事業を継続して実施し、変動する社会の中で、女性がそれぞれに持つ潜在能力を発揮し、社会参画やさまざまな課題解決に向けて主体的に考え行動できる力を身につけることを目的に、多様な学習機会を提供していきます。

主要施策（8） 政策・方針決定過程における女性の参画の促進

No.	施　策	施策の内容	担当課
21	審議会等への女性の参画促進	市の政策・方針決定過程の場である審議会等において、女性登用の促進を図っていきます。	人事課 関係各課
22	女性人材リストの活用促進	女性人材情報をリスト化して蓄積し、本市の審議会委員の選出や各種ワークショップのメンバー募集の際に、女性の参画促進のため、積極的に活用していきます。	協働・男女参画室

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
市の審議会等における女性委員の割合 （女性委員数／委員総数　※行政委員会を除く）	24.6%	30%
女性人材リストへの登録者数（累計）	41 名	50 名

主要施策（9） 女性の人材育成の推進

No.	施　策	施策の内容	担当課
23	女性の人材育成のための講座の開催	女性が市政や地域などのさまざまな場へ積極的に参画できる能力を高めるためのエンパワーメント講座を実施し、市の審議会等をはじめとするさまざまな分野への女性の参画を促進します。 《事業例》 ・きらめき女性塾 ・アクションレディース	協働・男女参画室 各公民館 関係各課

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
女性の人材育成のための講座の受講者数 (年間延べ人数)	166 名	200 名

コラムコーナー

≪本市の審議会について≫

市の附属機関である審議会は、市政のさまざまな分野で設置され、政策・方針の審査などを行う重要な機関です。誰もが暮らしやすいまちにしていくためには、市政の意思決定の過程に多様な視点を取り入れていくことが重要です。

幅広く市民の皆さんの意見を反映させるため、市の「附属機関の運営及び委員構成に係る基準」の中では、次のようなことを定めています。

・**委員の年齢**：各年齢の意見が的確に反映されるよう配慮するものとする。
なお、40 歳未満の委員の登用を積極的に図るものとする。
・**男　女　比**：女性委員の割合は、原則として30%以上とする。
・**委員の構成**：市民の積極的な登用を図るものとし、その割合が40%以上となるよう努める。なお、公募による選任に努めるものとする。

平成 30 年 4 月 1 日現在、28 の附属機関が設置され、女性委員の割合は全体平均値で 24.4%となっています。

男女比の偏りの是正に向けて、庁内の関係各課と連携して取り組んでいきます。

（女性委員の割合が高い順）

附属機関名	女性委員の割合	附属機関名	女性委員の割合
男女共同参画審議会	60.0%	行政不服審査会	20.0%
障がい者等の介護給付等の支給に関する審査会	58.3%	少年センター運営協議会	20.0%
会津図書館協議会	50.0%	あいづっこをいじめから守る委員会	20.0%
子ども・子育て会議	47.4%	郷土研究奨励金審査委員会	20.0%
介護保険運営協議会	43.8%	公民館運営審議会	18.8%
文化財保護審議会	42.9%	国民健康保険運営協議会	17.6%
情報公開及び個人情報保護審査会	40.0%	防災会議	10.4%
農政審議会	35.7%	観光審議会	10.0%
男女共同参画苦情処理委員会	33.3%	青少年問題協議会	8.3%
環境審議会	33.3%	都市計画審議会	7.7%
景観審議会	33.3%	空家等対策協議会	0%
教育支援委員会	30.0%	老人ホーム入所判定委員会	0%
スポーツ推進審議会	30.0%	会津都市計画事業扇町土地区画整理審議会	0%
社会教育委員の会議	22.2%	会津都市計画事業扇町土地区画整理評価員会	0%

コラムコーナー

≪女性の人材育成関連講座（きらめき女性塾など）のご紹介≫

市では、女性の社会参画のためのさまざまな講座を開催し、スキルアップを取り入れた学習の機会を提供しています。その内容は、楽しみながら一層力をつけていくことができるものばかりです。

～平成 30 年度は「ひらめき∞チャレンジ塾」を開催～

★課題解決に向けたスキルアップ！
ロジカルシンキング（論理的思考）
★会津で輝く女性との交流会

【参加者の感想から】

・論理的に考えると問題の本質が見え、解決のためのプロセスが分かりやすく見えてくることを学ぶことができました。（ロジカルシンキング講座参加者）
・女性の生き方として、自分をもっと見つめていくのは素晴らしいと思いました。（交流会参加者）

今後も、各講座の受講をきっかけに、女性自身が社会参画に対する抵抗感や不安感を払拭し、さまざまな政策・方針決定過程や活動の場に積極的に参画していけるよう応援していきます！

ロジカルシンキング（論理的思考）講座

会津で輝く女性との交流会

こんな意見がありました

≪市民ワークショップ参加者から　～女性活躍～≫

平成 30 年 4 月から 6 月にかけて開催した市民ワークショップの「女性活躍」がテーマの回に、「女性活躍のための改善策・アイデア」という質問に対して、参加者の皆さんからこんな意見が出されました。

・女性のエンパワーメント講座をグレードアップして充実させる。
・政治に関心を持たせるような仕組みも必要ではないか。
・女性が関われる市の施策のプロジェクトメンバーの創設。

基本目標Ⅱ　男女共同参画の社会環境づくり

重点目標5　地域活動における男女共同参画の環境づくり

現状と課題

⊙　男女共同参画社会の推進には、行政による取組だけではなく、地域活動を行う市民団体や個人とともに取り組んでいくことが不可欠であり、本市においても、これまで市民団体や個人の主体的な活動が大きな役割を担ってきました。

⊙　地域における男女共同参画の環境づくりのためには、ＰＴＡや町内会など、市民の身近な活動において男女共同参画の理念や視点を取り入れていくことが必要です。しかし、ＰＴＡ会長や町内会等の代表における女性の割合は10％以下と非常に低く（下記参照）、また、若い世代の男性の参画も少ないのが現状です。

⊙　東日本大震災時、避難所運営や物資備蓄において女性の視点が反映されにくい状況にあった経験から、性別や年齢などを含め個別のニーズに応じて男女双方の視点を反映できる環境づくりを進めていくとともに、震災時に地域の中で実際に活動できる人材、特にこれまで参画の少なかった女性の人材の育成に努めていく必要があります。

⊙　男性は「仕事優先」、女性は「家庭優先」という固定的な性別役割分担意識を地域の中からなくしていき、男女がともに地域活動に参画することで地域の活性化を図っていくことが大切です。

■ ＰＴＡ会長に占める女性の割合（市立幼稚園、小中学校）

H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
3.0% (1/33 人)	3.0% (1/33 人)	12.9% (4/31 人)	9.7% (3/31 人)	12.9% (4/31 人)

（女性会長数／会長総数）　　資料：会津若松市教育委員会学校教育課

■ 町内会等の代表における女性の割合（市内町内会等）

H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
2.0% (10/504 人)	2.0% (10/503 人)	3.6% (18/506 人)	5.5% (28/506 人)	3.2% (16/506 人)

（女性代表者数／代表者総数）　　資料：会津若松市環境生活課

■ 市の防災会議における女性委員の割合

H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度
7.1%（3/42 人）　※任期 2 年間			10.4%（5/48 人）※任期 2 年間	

（女性委員数／委員総数）　　資料：会津若松市危機管理課

主 要 施 策

（10）地域活動における推進

男女がともに心豊かに暮らせる社会を実現していくために不可欠な地域力の向上を目指して、防災や子育てのような幅広い地域活動の場において男女双方の参画意識を高め、活動する団体等の役員に占める女性の割合を高めていきます。

（11）推進活動への支援

地域活動における男女共同参画の推進に向け、男女双方の参画と意思決定の場における女性の参画を促すための意識啓発に取り組むとともに、男女共同参画の理解促進や意識啓発のために地域で活動する市民団体や個人等を支援していきます。

主要施策（10） 地域活動における推進

No.	施　策	施策の内容	担当課
24	地域活動への参画促進	地域活動や町内会活動などへ、誰もが性別にとらわれず、積極的に参加・参画できるよう、課題に応じた講座等を企画・運営していきます。 また、誰もが参加・参画しやすい環境づくりに向けた啓発等も行っていきます。	各公民館 関係各課 協働・男女参画室
25	災害時における男女双方の視点の反映	災害時に避難所が設置された場合において、男女がともに積極的に運営に参画し、双方の視点を活かして、要支援者等に配慮した環境を整備していきます。また、女性や高齢者、乳幼児、要支援者等の特有のニーズを満たす物資を避難所で供給できるよう対応していきます。	危機管理課
26	防災分野における女性の参画促進	防災分野の意思決定の場等への女性の参画拡大を図っていくとともに、出前講座等により地域の中で実際に活動できる人材を育成していきます。	危機管理課

《主な指標》

項　　目	H 30 年現状値 （2018 年）	H 35 年目標値 （2023 年）
市の防災会議における女性委員の割合 （女性委員数／委員総数）	10.4% （5/48 人）	30%
防災に関する出前講座の実施件数	22 件	30 件

主要施策（11） 推進活動への支援

No.	施　策	施策の内容	担当課
27	男女共同参画推進活動に係るネットワークの充実	各団体間の情報交換等により交流を深め、ネットワークの充実を図っていきます。	協働・男女参画室
28	男女共同参画推進活動への支援	男女共同参画社会の推進を目的に研修や啓発活動を展開する市民団体や個人の活動を支援していきます。 《事業例》 ・男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金	協働・男女参画室

コラムコーナー

≪防災分野への男女共同参画≫

市では、「自助、共助、公助の連携による災害被害の少ない会津若松市」を目標に「会津若松市地域防災計画」を策定しています。

国の「防災基本計画」においては、防災をめぐる社会構造の変化と対応として、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要性がある」と述べており、このことを踏まえ、市の地域防災計画には、「人権を尊重、男女や年齢、障がいの有無などによるニーズの違いを理解し、女性や高齢者、子ども、障がい者等に配慮します」とする配慮事項を明記しています。

～具体的な取組～

◎性別や年齢などの個別ニーズに応じた備蓄品の確保
◎避難所運営への女性やさまざまな世代の方の参画促進
◎避難所内レイアウトやルールづくりにおけるさまざまな状況の方への配慮
◎防災訓練、防災に関する出前講座の実施による災害時に活躍できる人材の育成

市総合防災訓練（H29）
～初期消火訓練の様子

県総合防災訓練（H28）
～避難所開設訓練の様子

こんな意見がありました

≪市民ワークショップ参加者から　～防災～≫

平成 30 年 4 月から 6 月にかけて開催した市民ワークショップの「防災」がテーマの回では、「災害時に困ることとその対策・アイデア」として、こんな意見が出されました。

・正しい判断ができる女性同士のつながり、リーダーシップがある女性の育成が大切。
・地域の防災訓練に、乳幼児・高齢者・障がい者・外国人などさまざまな方が一緒に参加することで、地域みんなで助け合わなければならない意識を育むことができるのではないかと思う。

コラムコーナー

≪男女共同参画推進活動への支援①　～ネットワーク化～≫

市では、地域で活躍する男女共同参画に関わる市民団体のネットワーク化に取り組んでおり、16 団体（平成 30 年 4 月現在）がネットワーク会議に登録して情報交換や相互支援を行っています。今後､市民団体のより一層の活躍を期待し、市民団体の主体性に基づくネットワーク会議の運営を支援していきます。

市主催・市民団体共催により「男女共同参画都市宣言 15 周年記念フォーラム」を開催しました（H26年度）　～都市宣言文の唱和や市民団体企画展示の様子～

≪男女共同参画推進活動への支援②　～男女共同参画社会づくり推進活動支援補助金～≫

市では、団体や個人が行う男女共同参画社会づくりのための研修活動や啓発活動に対して、補助金を交付し活動を支援しています。

～補助金を活用した事例～

◎国立女性教育会館（NWEC･ヌエック）主催「男女共同参画推進フォーラム」へ参加
◎県男女共生センター主催「未来館フェスティバル」へ参加
◎「男女共同参画都市宣言のつどい」（講演会）の開催
◎「女性のためのお仕事応援講座」（セミナー）の開催　　など

こんな意見がありました

≪市民ワークショップ参加者から　～地域活動～≫

平成 30 年 4 月から 6 月にかけて開催した市民ワークショップでは、地域活動などでの男女共同参画について、こんな意見が出されました。

・自治会や町内会役員は男性が多く、担いたいという女性がいても役員に就けない状況であり、女性が入りやすいような工夫が必要ではないか。
・定年後、特に男性において、何をしたらいいか分からなくなる人や引きこもりが増えており、子どもの頃からさまざまな地域行事や体験をさせていくことが解決につながるのではないか。

基本目標 Ⅲ 人権が侵害されることのない社会環境づくり

配偶者、恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（以下、「ＤＶ」という。）は、多くが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼす恐れがあります。

男性のＤＶ被害経験者も存在するものの、多くは女性であり、女性への暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上での重要な課題の一つです。

この社会的背景としては、男性優位の考え方や経済力の格差など、個人の問題として片付けることのできない問題が存在しており、ＤＶ根絶のためには、こうした問題の解決に向けた社会全体の取組が重要です。そのため、ＤＶの防止に向けた情報提供や意識啓発をはじめ、相談・支援体制の充実、庁内や外部の関係機関との連携・協力を図っていく必要があります。

コラムコーナー

≪「ＤＶ」「デートＤＶ」とは？≫

ＤＶとは「ドメスティック・バイオレンス」の略で、結婚している配偶者間で起きることが多いですが、恋人関係の間でも起こり、これを「デートＤＶ」と呼びます。

被害としては、次のような場合が挙げられます。

●身体的暴行

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばすなどの暴行を受けること

●心理的攻撃

人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するような精神的な嫌がらせ、あるいは自分や家族に危害が及ぶのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けること

●性的な強要

嫌がっているのに性的な行為を強要されること

≪暴力をふるわれる側にも問題があるの？≫

加害者は、自分を正当化するために、暴力をふるう理由を「お前が悪いからだ」などと言って被害者のせいにしたり、暴力を「たいしたことではない」と過小評価したりしますが、どんな理由があっても暴力は許されるものではありません。

≪相談について≫

被害に的確に対処するためには、正しい知識を持つ専門機関への相談が大切です。

例えば、ＤＶやデートＤＶの被害を知人や親戚に相談したところ、「あなたが我慢すればうまくいくのでは？」などと言われることによって、被害がさらに深刻化するといった場合もあります。

自分自身や身近な人で被害を受けている人がいれば、ぜひ市の女性福祉相談室（☎ 0242-32-4470）へご相談ください。

基本目標Ⅲ　人権が侵害されることのない社会環境づくり

重点目標6　暴力による人権侵害のない社会環境づくり

現状と課題

⊙　平成２９年度に実施した市民意識調査では、男性の約８人に１人、女性の約3人に１人がDVの被害を受けたことがあり、その被害内容については「大声で怒鳴るなどの精神的暴力」が最も多くなっています。（44ページ 図6～8参照）

⊙　被害経験者のうち、男性の約７割、女性の約４割の人は「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しています。また、被害の相談先については、男女ともに「家族や親戚」「友人・知人」との回答が多くなっており、公的機関への相談割合はやや少ない状況です（45ページ 図9参照）。

ＤＶは、被害を受けた人がその被害を公的機関に相談したり、届け出たりすることへの抵抗感や「自分が我慢すれば」「自分が悪いのだから」という思いから、表面化しにくい傾向にあります。

また、DV についての正しい知識がないために、被害者も加害者も、その行為が DV であることに気づいていない場合もあると言われています。

⊙　平成２９年度に市の女性福祉相談室に寄せられた相談のうち、「ＤＶを主訴とする相談」は１９件となっていますが、「主訴は別だが、DVを含む相談件数」は１０５件となっており、年々増加の傾向にあります（下記参照）。また、内閣府男女共同参画局が公表している「全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数」も増加傾向にあり、ＤＶに対する社会的関心、認識の高まりや相談窓口の認知度、理解が進んでいることが増加の要因の一つではないかと考えられます。

⊙　暴力による人権侵害のない社会環境づくりを目指すためには、DV防止の取組はもとより、人権擁護の幅広い視点からの相談体制なども求められることから、関係機関等との連携により積極的に取り組んでいく必要があります。

■ ＤＶの相談件数

	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度
ＤＶを主訴とする相談件数	43 件	26 件	14 件	19 件
主訴は別だが、ＤＶを含む相談件数	59 件	67 件	93 件	105 件
合　　計	102 件	93 件	107 件	124 件

資料：会津若松市女性福祉相談室（年間延べ件数）

■ 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）について【H29市民意識調査より】

図６

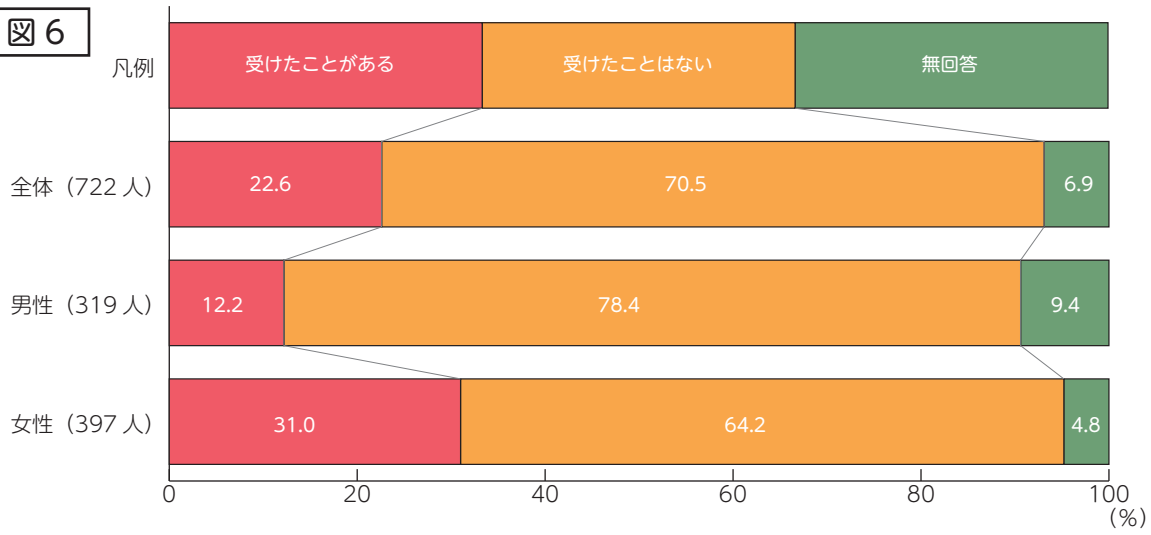

■ ＤＶの被害内容について【H29市民意識調査より】

【殴る、蹴るなどの身体的暴力】

図７

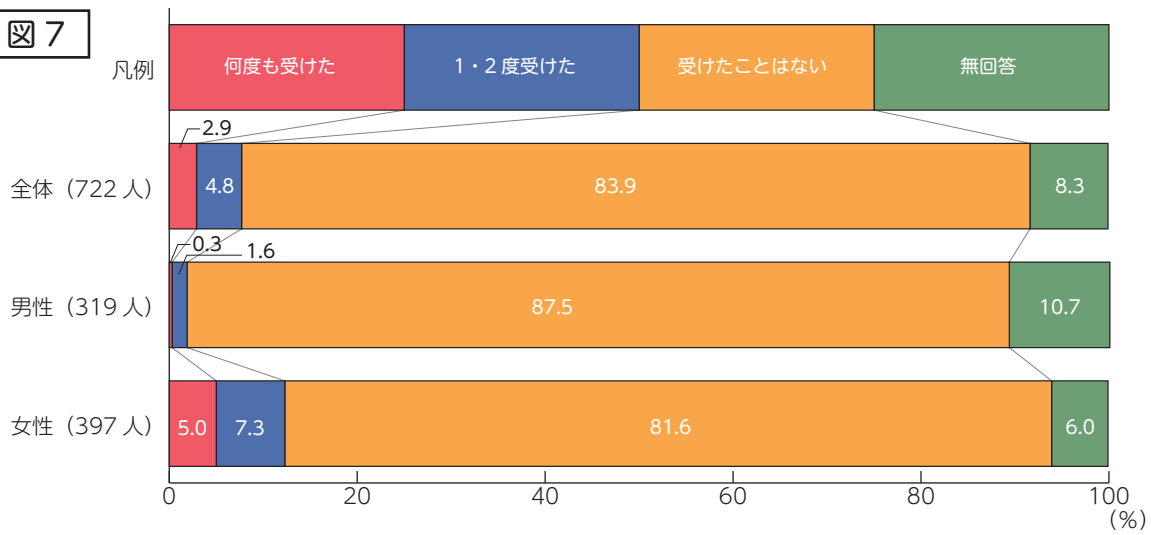

【大声で怒鳴るなどの精神的暴力】

図８

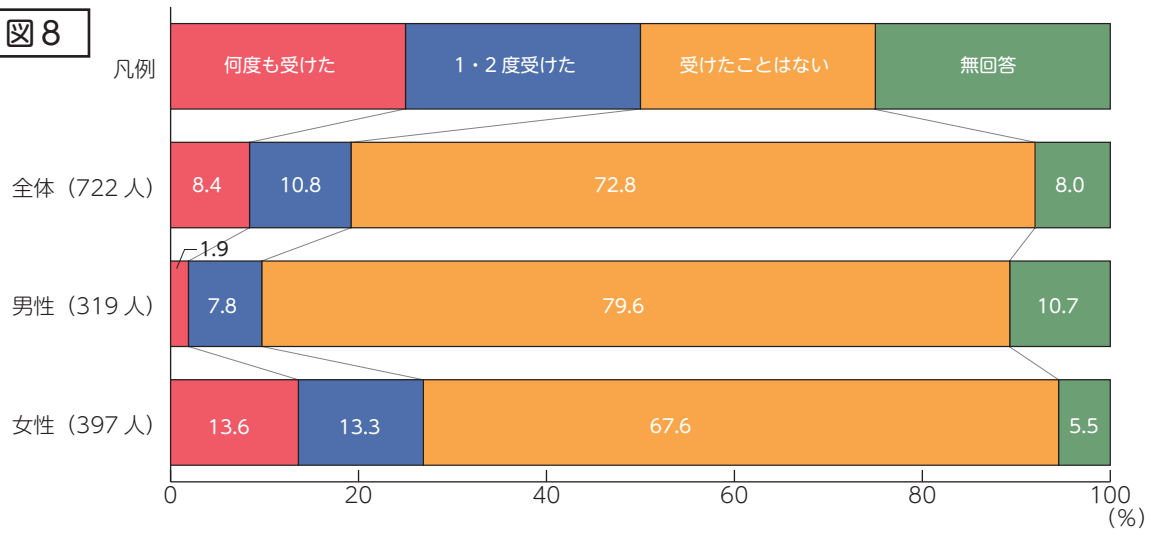

■ DVの相談先について【H29市民意識調査より】

図９

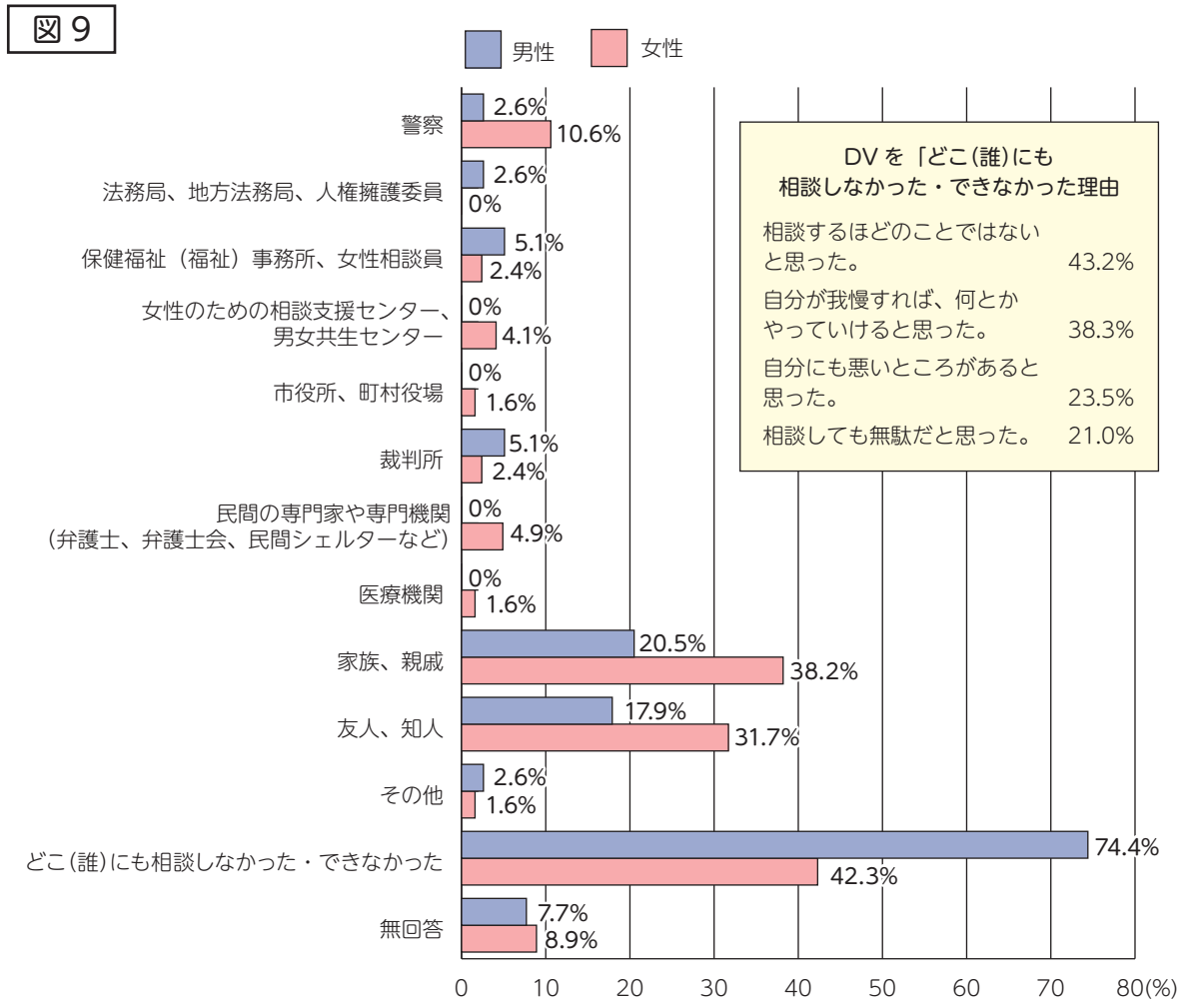

■ 会津管内での人権擁護委員による人権相談受付件数【参考】

	H 26 年	H 27 年	H 28 年	H 29 年
相談件数（年間延べ件数）	252 件	200 件	178 件	211 件

資料：会津若松市環境生活課

主 要 施 策

（12）DV 防止に向けた意識啓発

ＤＶの正しい理解を広めるための意識啓発に取り組み、未然防止を図るとともに、早期の相談等につなげることで、深刻化の抑制に努めていきます。

（13）相談・支援体制の充実

暴力による人権侵害のない社会環境づくりに向け、ＤＶや人権擁護のための相談窓口の充実や、関係機関との連携等に努めていきます。

主要施策（12）　DV防止に向けた意識啓発

No.	施　策	施策の内容	担当課
29	市民への啓発活動の実施	ＤＶ被害者を減らすため、ＤＶを正しく理解できるような啓発を行っていきます。 ＤＶ防止に向けて関係機関と連携して事業を行うとともに、市民団体と協力しながら啓発活動を行っていきます。 《事業例》 ・ＤＶ相談窓口の周知 ・市政だよりへの啓発記事掲載 ・ＤＶ防止キャンペーンの実施 （毎年 11/12 ～ 11/25　国の「女性に対する暴力（ＤＶ）をなくす運動」実施期間） ・ＤＶ防止講演会の実施 ・啓発ポスター等の掲示	こども家庭課 協働・男女参画室

主要施策（13）　相談・支援体制の充実

No.	施　策	施策の内容	担当課
30	女性福祉相談の実施	DV、離婚、その他男女間のトラブル等、主に女性からの相談に対し、相談員が関係機関と連携しながら、自立に向けた支援、助言、情報提供を行います。 《事業例》 ・女性福祉相談室の設置 ・相談窓口の周知	こども家庭課
31	各種相談の実施	無料法律相談や特設人権相談等の専門的な相談会を実施し、関係部署や関係機関と連携を図っていきます。	環境生活課

コラムコーナー

≪ DV 防止キャンペーンについて≫

国では、毎年１１月１２日～２５日（女性に対する暴力撤廃国際日）の２週間を「女性に対する暴力（ＤＶ）をなくす運動」実施期間と定めています。

市では、この期間に合わせて街頭で啓発グッズを配布するなどして、市民のみなさんにＤＶ等防止を呼び掛ける活動を行っています

街頭キャンペーンの様子

≪パープルリボン活動≫

市ユニバーサルデザイン推進
キャラクター「ゆにばくん」

パープルリボン活動は、女性への暴力の根絶を訴える活動のことで紫色のリボンがシンボルとなっています。

紫色のリボンやリボンをモチーフにしたバッチなどを身に着け、特に上記の運動期間中に、国や全国の多くの自治体、活動団体などが連携・協力し、啓発や呼びかけなどを行っています。

本市でも、DV 防止キャンペーンにおいて、市のユニバーサルデザイン推進キャラクターの「ゆにばくん」がパープルリボンを付けて、運動に参加しています。

≪パープル・ライトアップ≫

国では、「女性に対する暴力（DV）をなくす運動」期間中に、全国のタワーや商業施設などでパープル・ライトアップすることを呼びかけています。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

鶴ヶ城でもパープル・ライトアップに
取り組みました

第３章

計画の推進

1 推進に向けて

男女共同参画社会実現のためには、行政はもとより、市民や事業者、市民団体等の皆さんの主体的な取組が欠かせません。

誰もが自分らしく生きることができ、多様な生き方・考え方が尊重される社会の実現を目指して、それぞれが自分の役割を認識し、実践していくことが大切です。

（1）市役所の役割

市役所では、男女がともに働きやすい職場環境の整備や性別にとらわれない研修機会の充実を図るなど、他の事業者のモデルとなるよう、男女共同参画推進のための施策を率先して進めるとともに、その情報を積極的に発信していきます。

さらに、市民や事業者、市民団体等のほか、国・県等の関係機関とも連携・協力し、情報交換などによる効果的な施策の推進に取り組んでいきます。

【市役所が率先して行う取組について】

現状と課題

- 各所属に「男女共同参画推進員」を配置し、男女共同参画の視点での施策の企画・立案や、働きやすい職場環境整備に向けた取組を推進しています。

- これらの取組の対象は市役所全体にわたることから、市役所内部に設置している「会津若松市男女共同参画行政連絡会議」において関係部局の連絡調整を行うなど、横断的に取り組んでいます。

- 「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、市役所としても、職員一人ひとりが性別にとらわれることなく意欲をもって働くことができる職場環境を実現するため、「会津若松市における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下、「行動計画」という。）」を策定しました。

- 女性職員登用に向けた施策として、キャリア形成に係る意識づけを目的とした「女性職員のためのエンパワーメント研修」等を実施してきましたが、本市の女性職員の登用割合は、県内他市と比べると高いとは言えない状況にあることから、女性職員のさらなる意識向上に向けた取組が必要です。

- 経理担当や表彰式の介添えなど、市役所内においても依然として性別による固定的役割分担意識が残っています。特に、経理等の事務に固定されることは、女性職員のキャリア形成に支障を生じさせてしまうことから、性別に関係なくさまざまな職務経験を積むことができるようにすることが必要です。

目　　標

◎　職員のワーク・ライフ・バランス の推進に取り組んでいきます。
◎　女性職員に加え、男性職員も育児休業を取りやすい環境づくりに努めていきます。
◎　ハラスメントに対する理解を深め、発生防止等に努めていきます。
◎　行動計画に基づく女性職員の管理・監督職登用や職域拡大等により、男女それぞれの能力が発揮できる職場環境を整備するとともに、政策・方針決定過程等への女性職員の参画により、男女双方の視点が市の施策などに反映されるよう努めていきます。

① 市役所における男女がともに働きやすい職場環境整備

No.	施　策	施策の内容	担当課
32	ワーク・ライフ・バランスの推進	性別に関係なく、職員一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる職場環境を整備します。 《事業例》 ・働き方改革の取組 ・時間外勤務削減に向けた業務効率化の推進や管理の強化、意識改革 ・メンタルヘルス対策	人事課 全ての課
33	育児休業等を取得しやすい環境の整備	女性職員に加え、男性職員も安心して育児休業等を取得できる環境づくりを行っていきます。 《事業例》 ・育児休業等の制度の情報提供 ・男性職員の積極的な育児休業取得の奨励 ・育児休業に伴う任期付職員及び臨時的任用職員の活用 ・育児休業後の円滑な職場復帰の支援 →各職場において、育児休業中の職場情報の提供や復帰後の研修による支援	人事課 全ての課
34	ハラスメントの発生防止	職場においてハラスメントに対する職員の理解を深めるなど、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等が発生しない職場環境に努めていきます。 《事業例》 ・ハラスメント研修会の開催 ・ハラスメント相談体制の整備、充実	人事課

No.	施　策	施策の内容	担当課
35	庁内における男女がともに働きやすい環境整備等の推進	庁内において男女共同参画に関するアンケート調査を定期的に実施し、男女がともに働きやすい職場環境整備を推進していきます。また、各所属に「男女共同参画推進員」を設置し、全庁的に推進していきます。 《事業例》 ・男女共同参画推進員の設置 ・男女共同参画に関するアンケート調査の実施	人事課 協働・男女参画室

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
1 年間の時間外勤務時間数が年間 360 時間を超えている人数	125 人 (13.9%)	10%以下
男性職員の育児休業取得率 (※当該年度に子どもが生まれた男性職員の取得率)	0%／年	10%以上／年

② 市役所における女性職員登用促進

No.	施　策	施策の内容	担当課
36	女性職員登用の促進	性別にかかわらず、すべての職員が活躍することができる人材育成や職場環境づくり等を通して、女性職員の管理・監督職への登用に努めていきます。 ※管理・監督職 管理職（課長相当職以上）と監督職（主幹・副主幹相当職） 《事業例》 ・固定的な性別役割分担意識の解消 ・性別にかかわらず、能力や資質、意欲に基づく適材適所の配置管理の実施 ・男女共同参画、キャリアデザイン等の研修の実施	人事課

《主な指標》

項　　目	H 29 年 (2017 年)	H 35 年目標値 (2023 年)
女性管理・監督職の割合	17.7%	22%以上
各所属の経理担当職員に占める女性職員の割合	58.6%	50%未満

コラムコーナー

≪さまざまな組織・職業における女性の比率≫

≪都道府県知事≫ ※男女共同参画白書より
6.4%（H28）

≪国会議員≫ ※男女共同参画白書より
衆議院　9.3%（H29.1 現在）
参議院　20.7%（H29.1 現在）

≪裁判官≫ ※男女共同参画白書より
20.7%（H27.12 現在）

≪弁護士≫ ※男女共同参画白書より
18.3%（H28）

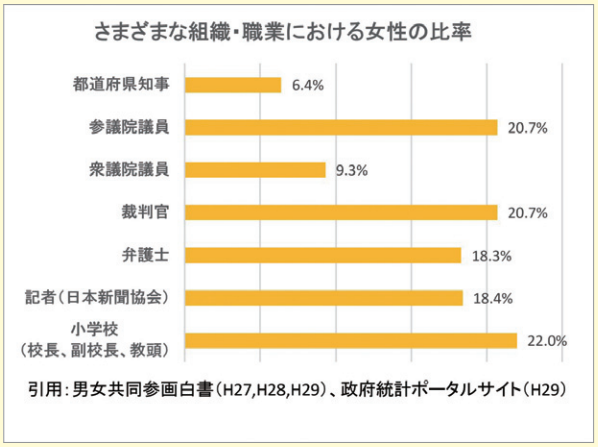

≪記者（日本新聞協会）≫
18.4%（H28）※男女共同参画白書より

≪小学校における「校長」「副校長」「教頭」≫ ※政府統計ポータルサイトより
全国　22.0%（H29）

≪市議会議員・審議会等の委員・町内会等の代表における女性の比率の比較≫

≪市議会議員≫
会津若松市　10.3%（H30.4 現在）
全　　国　14.0%（H28.12 現在）

≪審議会等の委員≫
会津若松市　24.4%（H30.4 現在）
全　　国　37.1%（H28）

≪町内会等の代表≫
会津若松市　3.2%（H30）
全　　国　5.2%（H29）

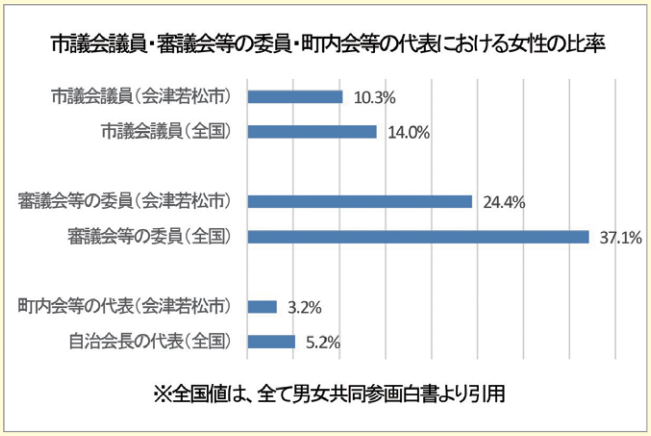

（２）市民（個人）へ期待されること

男女が個人としてお互いに尊重しあう社会を築いていくため、家庭、地域、学校、職場等の身近なところで、できることから始めてみましょう。

そのためには、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった固定的な性別役割分担意識が「自分や相手の選択肢や可能性をせばめている」という問題の本質に気づくことが大切です。

この一人ひとりの気づきが、社会的につくられた固定的な性別役割分担意識の枠を取り払い、従来の固定化された社会の仕組みを変えていく第一歩となります。

そして、その気づきからもう一歩踏み出し、例えば、家事、育児、介護、地域活動を男女がともに協力して担いあうなど、実際に行動に移していくことが期待されています。

（３）市民活動団体・ＮＰＯ等へ期待されること

市民活動団体・ＮＰＯ等は、地域社会の活力を維持し、心豊かな社会を築くための重要な役割を担っています。

それぞれが特性を生かして相互連携を図ること、また、実践活動を行うことにより、地域社会の男女共同参画に関する課題解決につながることが期待されています。

（４）企業・事業者へ期待されること

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人にとっては、仕事による生活の基盤を確保しつつ、育児や趣味、介護、地域活動などへ時間を割くことができ、仕事と生活の質をともに向上させる好循環につながるものです。

一方、企業や事業者にとっても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け取り組んでいくことは、優秀な人材の確保と定着、就労者の仕事への意欲向上と心身の健康保持、さらには企業・事業者のイメージアップにつながるといったメリットがあります。

このため、今後、企業・事業者については、長時間労働の抑制や育児・介護休業、短時間勤務、在宅就業等、個人の置かれた状況に応じた柔軟な働き方を支えていく制度の整備などに取り組んでいくことが期待されています。

２ 進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度、重点目標ごとに設定した数値目標の達成状況や各種施策の進捗状況を的確に把握・評価し、より効果的な推進につながるよう課題等を明らかにしながら事業を推進していきます。

資料編

○第５次会津若松市男女共同参画推進プランの策定経過

○男女共同参画に関する市民意識調査（H29）　抜粋

○会津若松市男女共同参画審議会委員名簿・諮問書・答申書

○男女共同参画に関する国内外の動き

○会津若松市男女共同参画推進条例

○男女共同参画社会基本法

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要
（リーフレット）

○男女共同参画に関する相談窓口一覧

第５次会津若松市男女共同参画推進プランの策定経過

月　日	経　過	内　　容
H29 5/26～6/30	市民意識調査実施	・市民2,000人を無作為抽出し、「男女共同参画に関する意識調査」を実施
H29 10月～３月	市民意識調査に係る分析	・男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体の協力を得ながら分析を実施
H30 4/24	市民ワークショップ（第１回）	・テーマ：男女共同参画についての現状を知ろう！ 「家庭・地域・職場など身の回りの出来事について、男女共同参画の視点から課題を出し合おう」
5/8	市民ワークショップ（第２回）	・テーマ：男女がともに生き生きと活躍できるためには？ 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について考えよう」
5/10	男女共同参画行政連絡会議 （第１回）	・プラン策定方針について
5/22	部長会議	・プラン策定方針について
5/22	市民ワークショップ（第３回）	・テーマ：男女がともに生き生きと活躍できるためには？ 「女性活躍について考えよう」
5/28	庁内男女共同参画推進員への研修・説明会	・プラン策定趣旨、スケジュール説明
５月～７月	男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体との連携	・プラン策定スケジュール説明、草案に関する意見聴取
6/5	市民ワークショップ（第４回）	・テーマ：時代の変遷に伴う新たな視点 「防災における男女共同参画について考えよう」
6/19	市民ワークショップ（第５回）	・テーマ：まとめ 「これまで話し合ったことや具体的施策をまとめ、新プランのサブタイトルを考えよう」
6/30	市民意識調査結果公表	・市ホームページ等にて「男女共同参画に関する意識調査」の結果を公表
６月～７月	庁内検討	・各所属に対し、市民ワークショップ・意識調査等の結果を報告し、それらの結果を反映した推進事業の検討を依頼
8/2・8/30	男女共同参画行政連絡会議 （第２回・第３回）	・プラン素案の検討
10/2	庁議	・プラン素案の決定 ・パブリックコメントの実施について
10/25	市議会総務委員会協議会	・プラン素案に関する報告 ・パブリックコメントの実施について
10/29	男女共同参画審議会（第１回）	・諮問、プラン概要説明
10/30～ 11/29	パブリックコメントの実施	・プラン（素案）への意見募集
11/29 12/19	男女共同参画審議会 （第２回・第３回）	・諮問に対する審議
H31 1/10	答申	・諮問に対する審議結果について答申
2/12	パブリックコメント結果公表	・プラン（素案）への意見募集結果を公表
2/18	プランの成案決定	・プランの成案決定

男女の生き方について

依然として、女性の生き方は「家庭優先」、男性の生き方は「仕事優先」と考える人が多い傾向と言えますが、男女ともに「仕事と家庭生活・地域生活との両立」を望む回答が多くなっています。

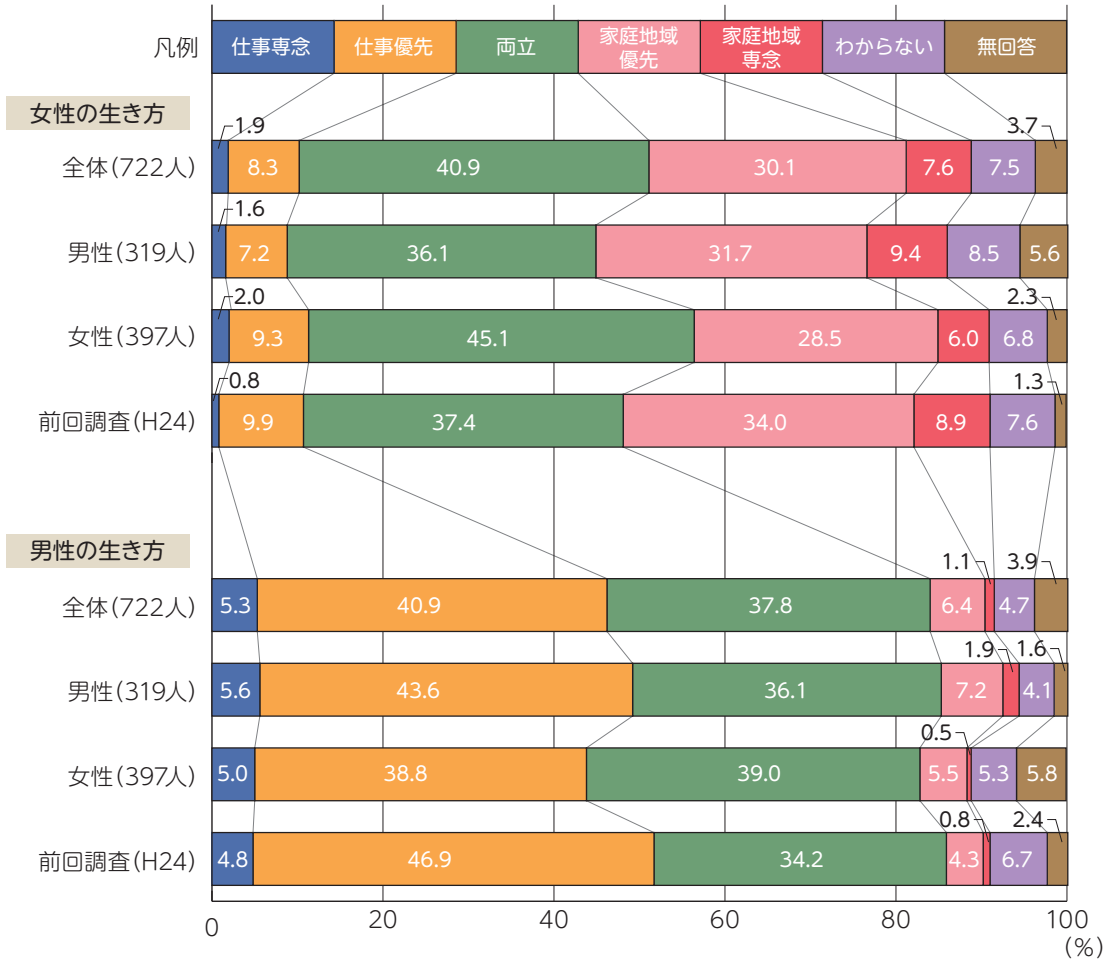

＜性別で比較すると、回答に差があることが分かります＞

【女性の生き方】

○女性は「仕事優先」、「両立」の回答が、男性の回答より多くなっています。

○男性は「家庭生活・地域活動に専念、優先」の回答が、女性の回答よりやや多くなっています。

【男性の生き方】

○女性は「両立」の回答が、男性の回答よりやや多くなっています。

○男性は「仕事優先」の回答が、女性の回答よりやや多くなっています。

男性の育児休暇取得について

男女ともに「賛成派」が多く、男性の育児参画に積極性が見られる一方で、育児休暇等を取得できるような体制・職場環境づくりの必要性、育児や家事、経済的な不安などの声も見受けられます。

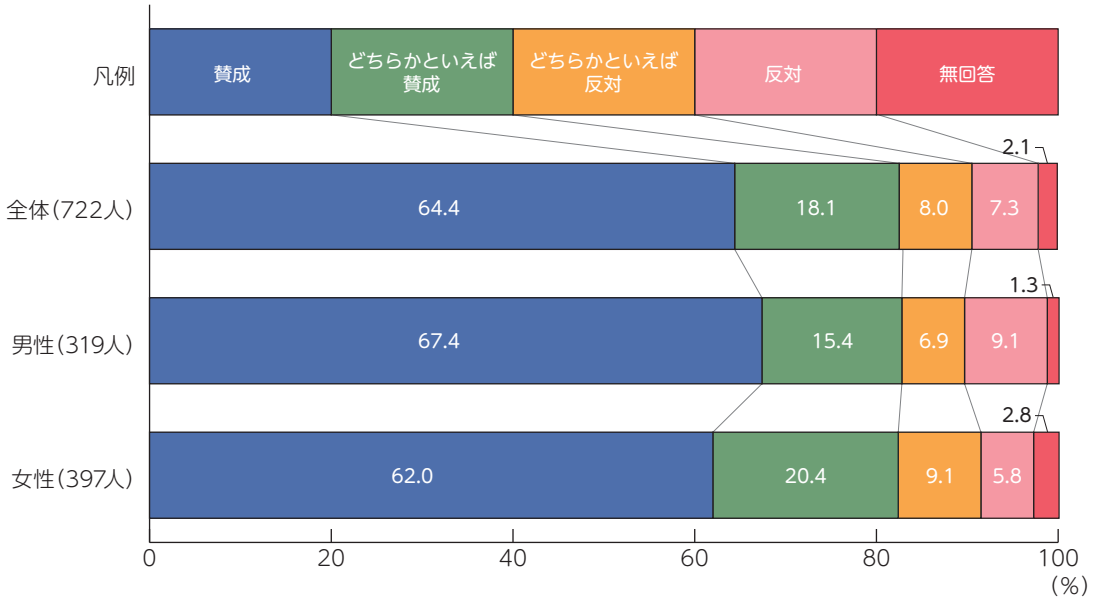

＜次のような意見や課題の声がありました＞

- 取得できる体制・環境が整っていない
- 他の社員への負担が増えることが心配
- 社会的評価が下がるのではという不安
- 乳幼児から父親も関わりを持って子育てした方が良い
- 家族にとっては良いこと・助かる
- 収入が減ってしまう不安
- 家事・育児への理解が深まる
- 女性の仕事への理解が進み、社会復帰にプラス など

平成 28 年度の男性の育児休業取得率は全国で 3.16％とまだ低い現状ですが、本調査では「賛成派」が 8 割以上であり、取得しやすい環境整備や意識づくりに取り組むことで、男性の育児休暇取得者が増えていくことが期待されます。

防災分野における男女共同参画推進のために必要なもの

「男女別ニーズに応じた物資備蓄や速やかに調達・輸送できる体制整備」や「男女共同参画の視点からの災害対応の学習機会」、「防災計画や避難所運営マニュアルへの視点反映」が必要という声が多くなっています。

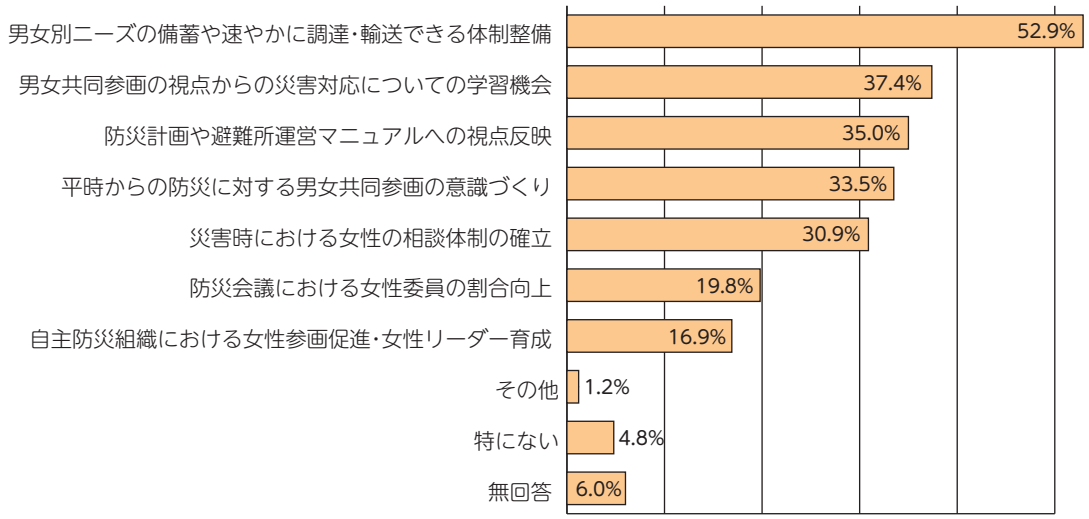

「男女共同参画」を実現するために会津若松の施策に望むもの

介護や子育てなど家庭生活や、就労関係など生活の中で現実に直面している課題等の施策の充実を望む回答が多くなっています。

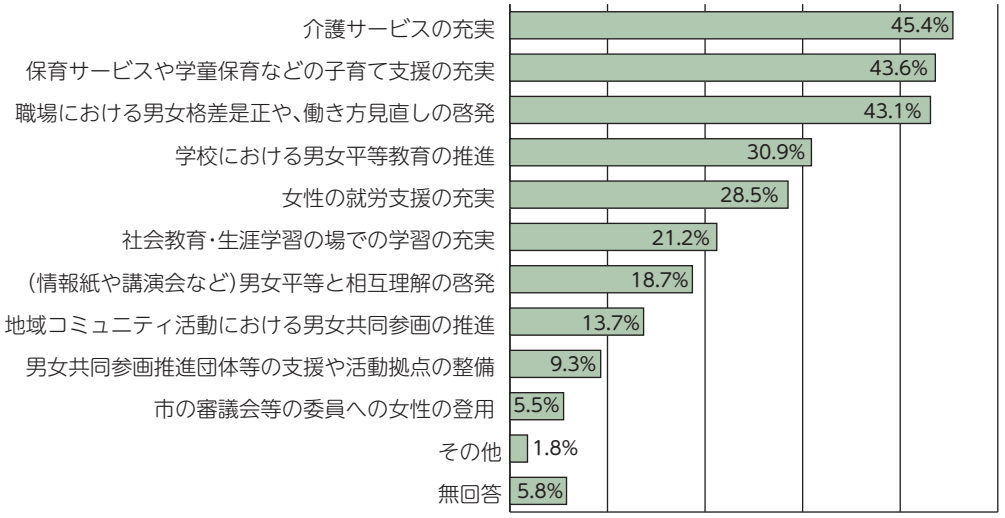

会津若松市男女共同参画審議会委員名簿

（平成 31 年 1 月 1 日現在）

会　長 鈴木　秀子	公立大学法人 会津大学短期大学部	矢内久美子	朗読劇サークル アグリーダックス（男女共同参画推進活動ネットワーク）
副会長 加藤　修二	若松人権擁護委員協議会	小原　孝子	一般公募
成澤　勝蔵	会津若松市父母と教師の会連合会	芳賀　勝広	
皆川　由香	会津若松商工会議所女性会	松嶋加代子	
室井　正広	会津若松公共職業安定所	結城　忠市	

諮　問　書

30 企第 451 号
平成 30 年 10 月 29 日

会津若松市男女共同参画審議会
会　長　　鈴木　秀子　様

会津若松市長　　室　井　照　平

第５次会津若松市男女共同参画推進プランについて（諮問）

会津若松市男女共同参画推進条例第９条第２項に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する基本的計画である「第５次会津若松市男女共同参画推進プラン」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

答　申　書

平成31年１月10日

会津若松市長　　室井　照平　様

会津若松市男女共同参画審議会
会　長　　鈴木　秀子

第５次会津若松市男女共同参画推進プランについて（答申）

平成 30 年 10 月 29 日付け 30 企第 451 号で諮問ありました標記の件につきましては、会津若松市男女共同参画推進条例第９条第２項に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答　　申

会津若松市では、平成 12 年に県内初の「男女共同参画都市宣言」を行い、市民団体や関係機関とともにさまざまな取組を進めてこられました。こうした取組の継続により、「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識が少しずつ改善され、市民の男女共同参画の意識にも変化が感じられるところです。

また、児童・生徒の男女混合名簿の採用など、教育現場での男女平等の取組が、平成 29 年度実施の市民意識調査において、「教育の場では男女平等と捉える方が多い」という結果にも表れているものと受け止めております。

しかしながら、同調査によれば、政治の場、習慣・しきたり、職場などにおいて、男性優遇と感じる方が今もって多くおられることなどから、これまでの継続的な取組が少しずつ実を結んでいるものの、市民への意識の浸透や環境整備が十分でないことがうかがえます。

男女共同参画の意識は、世代によっても異なることから、今後は、各世代に応じた啓発や制度設計などにより、意識の浸透や環境整備を進めていくことが重要であると考えます。

また、私たちを取り巻く現代社会は、少子高齢化や人口減少が進み、ライフスタイルや価値観が多様化してきており、地域社会を持続的に発展させていくためには、一人ひとりが性別にかかわらず自分らしく輝くことができる男女共同参画社会に向けた意識づくりや環境づくりが不可欠であると考えます。

平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という）」が成立し、働くことを希望する女性が、本人の意思のもと仕事と生活を両立することができ、性別に左右されない採用や昇進等がなされるなど、女性が働きやすく、働きがいのある環境づくりに向けて、男女共同参画の取組は新たな段階に入りました。

こうした中で、長時間労働の解消など、働き方の改善に向けて社会が大きく舵を切る中で、世代を超えてすべての人が個性と能力を発揮できる社会を実現するためには、より一層実効力のあるワーク・ライフ・バランスの推進が求められてきています。

こうした認識のもと、当審議会では、市長より諮問された「第５次会津若松市男女共同参画推進プラン」の原案について審議を重ねてまいりました。その結果、本計画においては、

1　本市の男女共同参画を具体化するための基本計画として男女共同参画施策を体系的に明らかにし、総合的かつ計画的に推進するものであること

2　現行プラン「第４次会津若松市男女共同参画推進プラン」に掲げる６の重点目標（39 の具体的施策）を総括するとともに、女性活躍推進法に基づく取組や少子高齢化社会におけるワーク・ライフ・バランスの充実など、男女共同参画にかかる新たな課題や社会の要請に対応した施策展開となっていること

などから、当審議会といたしましては、計画の内容を適切と認めるとともに、男女共同参画の意識の浸透に向けて、附帯意見（別紙）を申し上げ、引き続き、本計画に掲げる男女共同参画社会の実現に向け、市・市民・事業者がそれぞれ主体的、かつ、積極的に努力していただくよう、切望いたします。

附　帯　意　見

市の男女共同参画を推進するにあたり、より多くの市民・事業者の意識の浸透に向けた取組が重要であるとともに、新たに位置付けた女性活躍推進法の市町村推進計画としての取組も求められることから、以下については特に積極的に取り組まれたい。

1　切れ目のない啓発等の取組について

人格や価値観が形成される時期の子どもたちを核とする男女平等及び男女共同参画の意識づくりに重点を置き、保護者等への広がりを期待する取組を本プランの柱としているところであるが、義務教育終了後の思春期や青年期、生涯学習等による学び直しの世代等、すべての世代に向けた意識づくりの取組も重要である。

学校教育における取組に注力することはもとより、各世代の意識の傾向を捉え、それぞれに応じた啓発や情報発信、学びの機会の提供など、切れ目のない取組を推進されたい。

2　仕事と育児や介護等の両立について

ワーク・ライフ・バランスにおいて、特に育児や介護等との両立ができずに就業継続を諦める方も多く、個人にとっても社会にとっても大きな損失となっている。また、これまでの経験を生かし、地域課題などに関心を持って積極的に地域社会や市政に参画していただくためにも、介護者の負担軽減等が図られる必要があると考える。

一人ひとりに応じた多様な働き方を選択できるような環境づくりが今後ますます必要になっていくことから、事業者への意識啓発をはじめ、これまでの施策内容の踏襲にとどまることなく、更なる取組に尽力されたい。

3　女性活躍推進法の視点に基づく、多様な職業選択に対する支援について

女性がさまざまな分野へ参画することにより、多様な視点や新たな発想が加わり、それらの分野の活力が増すと期待されている。特にこれまで女性の就業が少なかった職業分野に女性が増えていくことは、女性の活躍の場の拡大やジェンダーによらない職業選択意識の広がりにもつながることが期待されている。

働く女性や働きたい女性が自分らしく活躍できる社会を目指す「女性活躍推進法」の視点からも、女性が、多様な職業分野から性別にとらわれずに就業を選択できるよう、自らのキャリア形成について学ぶ機会の充実を図るとともに、例えば職業選択において必要となる資格取得等への支援など、女性活躍の後押しにつながるような市独自の支援のあり方について、前向きな検討に取り組まれたい。

男女共同参画に関する国内外の動き

年	国　連		日　本	福　島　県 （年度で掲載）	会津若松市 （年度で掲載）
1975年 （昭50年）	国際婦人年 国際婦人年世界会議 （於メキシコシティー） 「世界行動計画」採択		婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
1976年 （昭51年）	国連婦人の十年一九七六年～一九八五年（昭和五十一～昭和六十）		民法の一部改正（婚氏続称制度新設） 一部の公務員等に対する育児休業法施行		
1977年 （昭52年）			「国内行動計画」策定		
1978年 （昭53年）				青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置	
1979年 （昭54年）		国連総会「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施	
1980年 （昭55年）		国連婦人の十年中間年世界会議（於コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正（配偶者相続分の引き上げ）		
1981年 （昭56年）		「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	婦人問題についての意見具申、婦人問題協議会設置	
1983年 （昭58年）				「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置	教育委員会社会教育課に「婦人青少年係」新設
1984年 （昭59年）			国籍法の改正（父母両系主義）		「会津若松市婦人問題連絡調整会議」設置
1985年 （昭60年）		国連婦人の十年世界会議（於ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正（婦人の年金権を保障）	福島県婦人団体連絡協議会結成（24団体加入）	「会津若松市婦人行動計画」策定
1986年 （昭61年）			婦人問題企画推進有識者会議開催（婦人問題企画推進会議の後身） 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施	市民団体「会津若松市婦人行動計画推進会議」結成
1987年 （昭62年）			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申（高等学校家庭科男女必修　平成6年）	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し	
1988年 （昭63年）				「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂	
1990年 （平2年）	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択				「あいづわかまつの女性」発刊（婦人行動計画の推進と展望）（昭和60年度～平成元年度）
1991年 （平3年）			「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）目標年度：平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題企画推進会議と名称変更	
1992年 （平4年）			育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施	「あいづわかまつの女性」再発刊（婦人行動計画ダイジェスト）
1993年 （平5年）	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター（仮称）整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀女性プラン」策定（目標年度：平成12年）	「あいづわかまつの女性」発刊（婦人行動計画の推進と展望）（平成2年度～平成5年度）

年	国　連	日　　本	福　島　県 （年度で掲載）	会津若松市 （年度で掲載）
1994 年 （平 6 年）	国際人口・開発会議（カイロ）	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 女性問題企画推進会議と名称変更	「女性に関する意識調査」実施
1995 年 （平 7 年）	第 4 回世界女性会議開催「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正（介護休業制度の法制化） ILO156 号条約批准（家族的責任を有する労働者の機会等の均等）	女性総合センター（仮称）基本構想策定	社会福祉部女性児童課「女性政策係」新設 「会津若松市男女共同参画連絡調整会議」設置 「第 2 次会津若松市女性計画ぱぁーとなーしっぷ 21」策定（1996 ～ 2003）
1996 年 （平 8 年）		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	女性総合センター（仮称）基本計画策定	市民団体「会津若松市婦人行動計画推進会議」が「会津若松市女性行動計画推進会議」と名称変更
1997 年 （平 9 年）		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正介護保険法成立	「福島県女性史」刊行	
1998 年 （平 10 年）		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	女性総合センター（仮称）着工	
1999 年 （平 11 年）		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 改正男女雇用機会均等法施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施	男女共同参画都市宣言（平成 12 年 2 月 27 日）
2000 年 （平 12 年）	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（於ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定 ストーカー行為の規則等に関する法律公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット 2000 開催（於会津大学） 男女共生センター竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」策定	・「会津若松市男女共同参画行政連絡会議」設置（会津若松市男女共同参画連絡調整会議設置要綱廃止） ・「男女共同参画都市宣言 1 周年記念講演会」開催
2001 年 （平 13 年）		内閣府に「男女共同参画会議」・「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行 第 1 回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止	会津若松市男女共同参画ビジョン会議設置
2002 年 （平 14 年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行 アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進員設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催（於男女共生センター）	「男女平等に関する意識調査」実施
2003 年 （平 15 年）		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布・施行 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編	「会津若松市男女共同参画推進プラン『チャレンジ 2008』」策定（2004 ～ 2008） 「会津若松市男女共同参画推進条例」制定（平成 15 年 12 月 19 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行）

年	国　連	日　　本	福　島　県 （年度で掲載）	会津若松市 （年度で掲載）
2004 年 （平 16 年）		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「男女共同参画・配偶者からの暴力に関する意識調査」実施	条例制定により、「会津若松市男女共同参画審議会」、「会津若松市男女共同参画苦情処理委員会」を設置 各所属に「会津若松市男女共同参画推進員」設置 男女共同参画都市宣言 5 周年記念式典開催 企画政策部企画調整課「男女共同参画推進グループ」新設
2005 年 （平 17 年）	第 49 回国連婦人の地位委員会（北京＋ 10）開催（於ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	男女共同参画推進本部設置 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂	
2006 年 （平 18 年）		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定		
2007 年 （平 19 年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		「男女共同参画に関する意識調査」実施 プラン改訂に向け、「男女共同参画推進プラン策定市民会議」、「男女共同参画ワーキンググループ」を設置
2008 年 （平 20 年）		「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 「次世代育成支援対策推進法」の改正（一般事業主行動計画の策定・届出義務付けの対象を拡大）	生活環境部人権男女共生課に改編	・プラン改訂に向け、パブリックコメントを実施 ・「会津若松市男女共同参画推進プラン　改訂版」策定（2009 ～ 2013）
2009 年 （平 21 年）		「育児・介護休業法」の改正（子育ての中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂	男女共同参画都市宣言 10 周年記念式典開催
2010 年 （平 22 年）	「国連『北京＋ 15』世界閣僚級会合」開催　「北京宣言及び行動綱領」等を再確認、実施に向けた国連やＮＧＯ等の貢献強化などの宣言を採択（於ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		
2011 年 （平 23 年）	ＵＮ　Ｗomen 正式発足			
2012 年 （平 24 年）	第 56 回国際婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択	「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	「ふくしま男女共同参画プラン」を改訂 生活環境部青少年・男女共生課を設置	「男女共同参画に関する意識調査」の実施
2013 年 （平 25 年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成 26 年 1 月施行）		企画政策部企画調整課「協働・男女参画室」に改編 次期プラン策定に向け、パブリックコメントを実施 「第 4 次会津若松市男女共同参画推進プラン」策定（2014 ～ 2018）
2014 年 （平 26 年）	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント決議案」採択	改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！Tokyo2014）」開催 すべての女性が輝く社会づくり本部設置（平成 26 年 10 月 3 日）	「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施	男女共同参画都市宣言 15 周年記念フォーラム開催

年	国　連	日　　本	福　島　県 (年度で掲載)	会津若松市 (年度で掲載)
2015年 (平27年)	持続可能な開発のための2030アジェンダ国連採択 第3回国連防災会議開催 「仙台宣言」「仙台防災枠組2015-2030」採択	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW！2015)」開催 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(平成27年9月4日)	「女性活躍応援ポータルサイト」開設	
2016年 (平28年)	「女性の能力開花のためのG7行動指針」 女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審査・最終見解の公表 第60回国連婦人の地位委員会「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」採択 「ジェンダーと災害に関するアジア太平洋地域会議」	「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」全面施行(平成28年4月1日) 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 国際女性会議(WAW！2016)開催 内閣府に理工系女子応援ネットワーク設立 「G7伊勢志摩首脳宣言」 「育児・介護休業法」改正 「ニッポン一億総活躍プラン」策定	ふくしま女性活躍応援会議設立 ふくしま女性活躍応援宣言採択 「ふくしま男女共同参画プラン」(平成28年度改訂)	
2017年 (平29年)		国際組織犯罪防止条約締結 国際女性会議(WAW！2017)開催 「女性活躍加速のための重点方針2017」決定	「ふくしま女性活躍推進計画」を策定	「男女共同参画に関する意識調査」の実施
2018年 (平30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(平成30年5月23日公布・施行)		次期プラン策定に向け、パブリックコメントを実施 「第5次会津若松市男女共同参画推進プラン」策定(2019～2023)

会津若松市男女共同参画推進条例

平成 15 年 12 月 19 日公布
会津若松市条例第 29 号

目次

前文
第１章　総則（第1条―第8条）
第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条―第18条）
第３章　苦情等の処理（第 19 条・第 20 条）
第４章　会津若松市男女共同参画審議会（第 21 条―第 23 条）
第５章　雑則（第24条）
附　則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を基本とした国際的な連携の中、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。

会津若松市においては、昭和 60 年に会津若松市婦人行動計画を策定し、平成 12 年には市民が主体となり県内で初の「男女共同参画都市宣言」をするなど、市民との協働による男女共同参画の取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在し、地域社会の様々な分野において男女の格差が生じている。

このような状況に加え、少子高齢化、国際化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、真に調和のとれた平和で豊かな活力のある会津若松市を築いていくためには、男女がともに性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男共同参画社会を形成することが、ますます重要となっている。

このような認識に立ち、市民、事業者及び市が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第1条　この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、同施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

⑵　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

⑶　市民　市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市の区域内に存する学校に在学する者をいう。

⑷　事業者　市の区域内において事業活動（非営利のものを含む。）を行う個人及び法人その他の団体をいう。
⑸　ジェンダー　生物学的又は生理学的な性差と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ、形成されてきた性差をいう。
⑹　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進されなければならない。
⑴　男女が性別によって直接的又は間接的な差別を受けず、一人ひとりの能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
⑵　性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度又は慣行が、男女の地域社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないよう配慮されること。
⑶　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によりあらゆる場の方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
⑷　家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域等における社会的活動とを両立できるよう配慮されること。
⑸　男女が対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の健康についての自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたる心身の健康が守られること。
⑹　男女共同参画が、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際的協調の下に推進されること。

（市の責務）

第４条　市は、前条各号に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
２　市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民及び事業者と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
３　市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制の整備及び財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野において自ら積極的に参画し、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善その他の男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
２　市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
２　事業者は、男女がともに職場における活動と家庭等における活動との両立ができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
３　事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害等の禁止）

第７条　何人も、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。
⑴　直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的な行為
⑵　配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的な苦痛を著しく与える行為を含む。）

⑶　セクシュアル・ハラスメント

（公衆に表示する情報に関する留意）

第８条　何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように努めなければならない。

⑴　性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現

⑵　男女間における暴力的行為等を助長させる表現

⑶　過度の性的な表現

第２章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画推進計画）

第９条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

２　市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見の反映に努めるとともに、会津若松市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

４　前２項の規定は、推進計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（市民及び事業者の理解の促進）

第11条　市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の活動への支援）

第12条　市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進を図るための自主的な活動に関して、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（雇用等の分野における男女共同参画の推進）

第13 条　市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

２　市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業の状況その他の男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

（教育の場における男女共同参画の推進）

第14 条　市は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画に対する理解を深めるため、ジェンダーにとらわれない、人権に基づいた男女平等の意識づくりなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（積極的改善措置）

第15条　市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

（調査研究）

第16条　市は、男女共同参画推進に関する施策の策定及び実施に関し必要な事項について、調査研究を行うものとする。

（拠点となる機能の整備）

第17条　市は、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点となる機能の整備を行うものとする。

（年次報告）

第18条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しなければならない。

第３章　苦情等の処理

（苦情等の申出及び処理）

第19条　市民は、次に掲げる苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があるときは、市長に申し出ることができる。

⑴　市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情等
⑵　男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたことに対する苦情等

２　市長は、前項の規定による苦情等の申出について、関係機関との連携を図るなど適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

３　市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するため、機関を設置するなど必要な体制の整備を行うものとする。

（委任）

第20条　この章に定めるもののほか、苦情等の申出及び処理に関し必要な事項は、規則で定める。

第４章　会津若松市男女共同参画審議会

（設置及び権限）

第21条　男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として会津若松市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議する。

３　審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第22条　審議会は、委員10人以内で組織し、委員の構成は、男女同数となることを原則とする。

２　委員は、学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、市長が委嘱する。

３　委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第23条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　雑則

（委任）

第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成16年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に市により策定されている男女共同参画の推進に関する計画は、第9条の規定により策定された推進計画とみなす。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

最終改正月日　平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体にお

ける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。
（議長）
第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。
（議員）
第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。
（議員の任期）
第26条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。
（資料提出の要求等）
第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（政令への委任）
第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄
（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

附 則（平成11年７月16日法律第102号）抄
（施行期日）
第1条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行の日＝平成13年1月6日）
一　略
二　附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定　公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）
第28条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
１から10まで　略
11　男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）
第30条　第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成11年12月22日法律第160号）抄
（施行期日）
第１条　この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
  （労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）

  - 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
    【参考】状況把握する事項：　①女性採用比率　②勤続年数男女差
    ③労働時間の状況　④女性管理職比率　等
  - 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
  - 女性の活躍に関する情報の公表
    （省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
  地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年４月１日施行）。
- 10年間の時限立法。

（リーフレットより）

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

～男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律ができました～

法律の概要　（平成30年5月23日公布・施行）

目的

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること

基本原則

① 衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること
② 男女がその個性と能力を十分に発揮できること
③ 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること

責務等

① 国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努める（実態の調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備、人材の育成等）
② 政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める

なぜこのような法律が必要なのでしょうか？

民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所をいかし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の真のパートナーシップが前提となる

「民主主義に関する普遍的宣言」（1997年（平成9年）IPU（列国議会同盟）、内閣府男女共同参画局にて仮訳）

日本の現状は…
国民が男女半々であるにもかかわらず議会の場に女性が少ない「過少代表」とも言える状況であり、諸外国との格差が大きい

衆議院女性議員	10.1%
参議院女性議員	20.7%
都道府県議会女性議員	10.1%
市区町村議会女性議員	13.1%

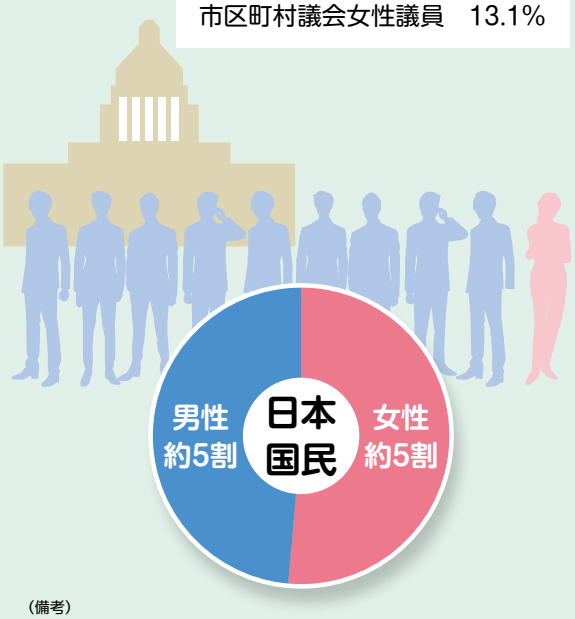

（備考）
衆議院は平成30年5月9日現在（衆議院HPより）
参議院は平成30年1月21日現在（参議院HPより）
都道府県議会、市区町村議会は平成29年12月31日現在（総務省調べ）

議会に女性が参画することでより暮らしやすい社会へ

✓女性の視点や母親としての声を議会に反映させることができる。
（女性の健康問題や中学校の給食センター立上げ、学校への扇風機の設置、保育所の待機状況の透明化等）
✓女性には、女性の議員に対しての方が話やすいことがある。

（平成30年5月「女性地方議会議員意見交換会」（内閣府・総務省共催）での地方議会議員からの意見より）

政治分野における男女共同参画の推進が重要

男女共同参画に関する相談窓口一覧

会津若松市や福島県、国の機関などでさまざまな相談窓口を設けています。
ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか？

相談内容	窓口・問合せ先	相談受付時間	電話番号
男女共同参画のこと	会津若松市 協働・男女参画室	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-39-1405 (代表 39-1111)
	福島県男女共生センター （女と男の未来館）	火・木～日(祝日を除く) 9：00 ～ 16：00 水 13：00 ～ 20：00	0243-23-8320
人権のこと	みんなの人権 110 番	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0570-003-110
女性の人権のこと	法務省人権擁護局 女性の人権ホットライン	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0570-070-810
子どもの人権のこと （いじめ、虐待含む）	子どもの人権 110 番	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0120-007-110
小中学生の悩み、 保護者のお子さんに関すること	教育相談室 （会津若松市 学校教育課）	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-32-4441
乳幼児の育児に 関すること	会津若松市 中央保育所	月～土（祝日を除く） 8：30 ～ 17：00	0242-28-6926
妊娠・出産・健康に 関すること	会津若松市 健康増進課	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：00	0242-39-1245
保育所や認定こども園 等に関すること	会津若松市 こども保育課	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-39-1239
児童の養育、家庭問題、 児童虐待に関すること	家庭児童相談室 （会津若松市 こども家庭課）	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：00	0242-32-4470
女性の生活に関する 問題や DV に関すること	女性福祉相談室 （会津若松市 こども家庭課）	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：00	0242-32-4470
要介護認定や介護サービス に関すること	会津若松市 高齢福祉課	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-39-1247
職場の男女平等、均等待遇、 セクハラに関すること	福島労働局 雇用環境・均等室	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	024-536-4609
県次世代育成支援企業認証、 仕事と生活の両立に関すること	福島県 雇用労政課	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	024-521-7289
雇用や就職支援に 関すること	ハローワーク会津若松、 マザーズコーナー	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-26-3333
	会津若松市 商工課	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-39-1252
特設人権相談 無料法律相談	※実施日時はお問い合わせください 会津若松市 環境生活課	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-39-1221
市の男女共同参画推進 事業に関する申出	会津若松市男女共同参画 苦情処理委員会 （会津若松市 協働・男女参画室）	月～金（祝日を除く） 8：30 ～ 17：15	0242-39-1405

平成 31 年（2019 年）3 月

発行：会津若松市企画政策部 企画調整課 協働・男女参画室
〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号
TEL.0242-39-1405　FAX.0242-39-1400
https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/